

安南日越外交文書の国書について 文書様式を中心に

藤田 励夫

Annamese Japan-Vietnam Diplomacy Documents in the East Asian Document Style: Focusing Document Style
FUJITA Reio

はじめに

- ① 安南日越外交文書における国書について
- ② 鄭氏からの国書
- ③ 広南阮氏からの国書
- ④ 東アジア漢字文化圏のなかの安南国書
おわりに

【論文要旨】

本報告で取り扱う十六世紀末から十七世紀にかけての時代、現在のベトナムには大越があり、黎朝の皇帝がハノイにあった。しかし、皇帝には実権がなく、ベトナム北部では鄭氏、中南部では広南阮氏が黎氏を名目の皇帝にいただきながら実質支配を行っていた。両氏とも対外的には自国を安南国と称し、我が国ともそれぞれ文書を往復し交易を行っていた。

これらの文書には、特異な形状の花押印を捺したものも多い。同じ漢字文化圏の文書の中でも、それらの形状は一際目を引くものである。既発表の拙稿では、安南から送られた文書だけを対象として各通を分類してその様式論を述べるにとどまったが、本稿では、このような文書様式が成立した背景を明らかにしていきたいと考えている。そのため、本稿では、外交文書のなかでも国家間のやり取りに用いられた国書三十通を分析対象にして、東アジアを中心とする漢字文化圏の文書体系の中に安南文書を位

置づけることを試みてみたい。

国書三十通は、発給者により鄭氏と広南阮氏のものに分けられる。さらに差出と充所の関係で整理すると、A 国主から国主充、B 国主から臣下充、C 臣下から国主充、D 臣下から臣下充、E 国主から国充の五つに分類できる。これらを一通ずつ読み解きながら検討を加えていきたい。

結論として、安南の国書は、東アジアで通用している書式外交文書といえるものがあり、かつ、その多くが奥上に「書」を大字で表すという様式も、東アジアで多用された文書様式の一類型といえよう。特異な形態の花押印などから、一見すると際立った様式にみえる安南の国書であるが、大枠では東アジア漢字文化圏の常識的な国書の様式の範疇に収まるものと考えられる。

【キーワード】安南、国書、東アジア、国際比較、文書様式

はじめに

本稿で取り扱う十六世紀末から十七世紀にかけての時代、現在のベトナムには大越があり、黎朝の皇帝がハノイにあった。しかし、皇帝には実権がなく、ベトナム北部では鄭氏、中部では広南阮氏が黎氏を名目上の皇帝にいただきながら実質支配を行っていた。両氏とも対外的には自国を安南国と称し、我が国ともそれぞれ文書を往復し交易を行っていた。

日本と安南（ベトナム）との書簡の往復は、弘定二年（一六〇一）五月五日付けの阮潢から豊臣秀吉充と寺沢正成充の文書（2・3、表1 日越間国書一覧の番号、以下同。なお、この番号は拙稿①「安南日越外交文書集成」^①の番号を踏襲しているため、本稿で扱わない文書は一覧では欠番になっている。）が最初とされていたが、近年、それを十年遡る光興十四年（一五九一）閏三月二十一日付けの安南国副都堂福義侯阮から「日本国〇国王」に充てた書簡（1）^②が発見され、十六世紀にはすでに安南から書簡が送られていたことが明らかになった。

ベトナムと日本の外交文書については、すでに拙稿①「安南日越外交文書集成」に知りうる範囲の安南文書六十二通を集成し、さらに拙稿②「安南日越外交文書の古文書学的研究」^③において様式分類を行ったところである。その方法は、安南文書について、原本が現存する場合は原本、原本が行方不明になっていたり、すでに失われたものについては、写真、影写本、写など、なるべく原本に近いとみなされるものを探して検討対象とした。これらの文書には、特異な形状の花押印を捺したものも多く、同じ漢字文化圏の文書の中でも、それらの形状は一際目を引くものである。既発表の拙稿では、安南から送られた文書だけを対象として各通を分類してその様式論を述べるにとどまったが、本稿では、この

ような文書様式が成立した背景を明らかにしていきたいと考えている。そのため、本稿では、外交文書のなかでも国家間のやり取りに用いられた国書を分析対象にして、東アジアを中心とする漢字文化圏の文書体系の中に安南文書を位置づけることを試みてみたい。

第一章では、本稿で考察の対象とする国書の範囲について説明を加える。第二章・第三章では、これらの国書三十通について、一通ずつ読み解きながら検討を加えていきたい。煩雑にはなるが、本稿で考察の対象とする全三十通の本文と書き下し文を掲げた。^④書き下し文では本文を中心にし、封ウハ書や年号月日以降の記述等は略している。また、第四章では、安南国書の様式について東アジアの文書様式の中に位置づける試みを行う。

① 安南日越外交文書における国書について

本稿で特に国書を分析対象とした理由としては、第一に既知の安南日越外交文書六十二通のなかで、筆者が国書に分類する文書が約半数の三十通に及ぶことがあげられる。そのうちには、前述したように安南の外交文書の様式分類を行った拙稿②において、書に分類した二十五通のうち二十通を含んでいる。安南の外交文書の様式分類では、現存文書や写から書、示、曉示、令旨、憑、給憑、繳に分類した。この分類は、主に各文書奥上に大字で押印または筆写された「書」、「示」等の文字を指標にしておこなったもので、書の二十五通は最多である。書はその内容からも書簡といえるもので、書出や書止にも「書」の文字が用いられている場合が多い。また、本稿で国書とした文書のうち、書の様式に分類されない十通についても、内容から書簡といえるものが八通あり、文書名は「書簡」あるいは「書簡写」とした。残る二通は曉示様式に分類されるものである。なお、先に拙稿①で集成した六十二通の安南の外交文書のうちで国書に含まれない文書は、交易に関連して商人に充てられた

文書が多い。

第二に、国書は他国へ充てるものであり、異文化を有する相手方の理解を得る必要があるため、漢字文化圏内における共通性を有すると共に安南の独自性が同居していると推察されるからである。国書について、古代の外交文書では鈴木靖民ほか編『訳註 日本古代の外交文書』⁵⁾がある。また、室町時代の外交文書を収めた『善隣国宝記』と、それ以降から万治三年（一六六〇）までの外交文書を収めた『続善隣国宝記』に訳註を施した田中健夫編『訳註日本史料 善隣国宝記・新訂続善隣国宝記』⁶⁾がある。これら先学による財産によって、日本と諸外国との間で遣り取りされた国書について、容易に通覧することができる。

さらに、十五世から十九世紀の各国間の国書を研究対象にした松方冬子編『国書がむすぶ外交』が刊行されるなど、近年、研究が深まっている。松方氏は総論において「本書では、国書を（史料用語とは区別される）分析概念として用いる。当面は、「国主から国主への手紙」の意としておく。」⁷⁾とされている。

本稿では国書概念を広げて、国家間の意思疎通のために送られた文書については国書に含めて考察することとする。つまり、臣下から国主充、国主から臣下充の文書等であっても、国家間で何らかの案件を取り交わした文書はすべて国書に含めることとする。さらに1、23、25のように安南国の父安の有力者が日本国主へ充てた文書や、11、20、28のように阮潢から加藤清正等へ充てた文書は、一地方と国との遣り取りとも言えるが、本文中に「両国」という表現が見られ（1、23、11、20、28）、両国という文言のない25も23と密接な関係にある文書なので、考察の対象に加えることとした。

「国主から国主への手紙」の範疇を超えて国書の範囲を設定したのは、安南文書を概観すると、文書を遣り取りする際の敵札関係について、ほとんど考慮されていないように見受けられるためである。そのため、差

出、充所が国主であることに限定すると重要な史料を考察から外してしまうことになってしまうので、国書の範疇を広げて考えることにした。

国書の差出に注目すると、鄭氏発給文書の場合は鄭氏当主のほか、臣下からのものが多い。一方、広南阮氏発給文書は、全て広南阮氏当主の発給文書である。これらを差出と充所の関係で整理すると、A国主から国主充、B国主から臣下充、C臣下から国主充、D臣下から臣下充、E国主から国充の五つに分類できる。国充の文書とは、充名として「日本国」と表示された文書であり、詳しくは後述する。

国書三十通のうち、鄭氏からの国書は六通であり、A二通（38、41）、C三通（1、23、25）、D一通（36）である。広南阮氏からの国書は二十三通であり、A八通（2、5、7、12、17、30、43、55）、B十二通（3、11、13、20、28、29、34、35、56、57、58、59）、E三通（14、16、49）である。このほか、鄭氏からか広南阮氏からか不明のものがD一通（31）ある。

なお、近年、蓮田隆志・米谷均両氏による「近世日越通交の黎明」⁸⁾が発表され、本稿で扱う国書の一部について、いくつかの重要な指摘がなされた（以下、引用にあたっては「黎明」と省略する）。それぞれ、本文中の関係する箇所で見られることにする。

② 鄭氏からの国書

第一節 A 国主から国主充

38 一六二四年五月二〇日 安南国清都王鄭樞書簡写

『異国日記』に拠る

（句点は『異国日記』に付された通りに表した。書き下し文と異なる箇所もある。）

朱印印文 位置 年号二字目	大字	横線	花押	原本	史料								参考文献
					異国 日記	外番 通書	外蕃 書翰	安南紀 略藁	異国来 翰認	異国 出契	通航 一覽	その他	
□□□□之印 年号二字目	書	有	有	九州国立博物館所蔵	—	—	—	—	—	—	—	—	物語
鎮守將軍之印 年号二字目	書	有	有	相国寺心華院旧蔵異国 書翰屏風	—	—	—	○	○	○	171	歴朝要紀、方策新編、 外国書翰	岩生(6)
鎮守將軍之印 年号二字目	書	有	有	相国寺心華院旧蔵異国 書翰屏風	—	72	○	○	○	○	171	歴朝要紀、方策新編、 古文書録	史料綜覧11P. 310
鎮守將軍之印 年号三字目	無	無	無	相国寺心華院旧蔵異国 書翰屏風	—	73-74	○	○	○	○	171	歴朝要紀	史料12-1, P589-591
不詳	不詳	不詳	不詳	讃岐・揚氏原蔵	—	—	—	—	—	—	—	歴朝要紀	史料12-2, P555- 556
不詳	不詳	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	江雲隨筆	岩生(8)
鎮守將軍之印 年号三字目	書	無	有	相国寺心華院旧蔵異国 書翰屏風	—	76	○	○	○	○	171	歴朝要紀	史料12-3, P557- 558
(外郭のみ) 年号三字目	書	有	有	相国寺心華院旧蔵異国 書翰屏風	—	76-77	—	—	○	○	171	歴朝要紀	史料12-3, P559- 560
總鎮將軍之印(二面 あり) 本文次行下及 び年号二字目	暁示	有	有	相国寺心華院旧蔵異国 書翰屏風	—	78-79	○	○	○	○	174	歴朝要紀	史料12-4, P357- 358
總鎮將軍之印 年号三字目	暁示	有	有	相国寺心華院旧蔵異国 書翰屏風	—	79	○	○	○	○	174	歴朝要紀、方策新編、 古文書録	史料12-4, P358- 359
鎮守將軍之印 年号二字目	書	無	有	相国寺心華院旧蔵異国 書翰屏風	—	79-80	○	○	○	○	172	歴朝要記	史料12-4, P351-352
鎮守將軍之印 年号二字目	無	無	無	本妙寺所蔵	—	—	—	—	—	○	—	—	史料12-6, P23, 岩生 (10), 物語
(外郭のみ) 年号四字目	文書	不詳	不詳	—	上22、 下106	81-82	—	—	—	—	174	歴朝要紀、鷹見泉石 関係資料	史料12-7, P312-314
(外郭のみ) 年号四字目	文書	不詳	不詳	—	上21、 下105、 107	80-81	—	—	—	—	174	歴朝要記	史料12-7, P311-312
鎮守將軍之印 年号二字目	書	有	有	本妙寺所蔵	—	—	—	—	—	—	—	—	史料12-7, P890-891, 岩生(12), 物語
鎮守將軍之印 年号二字目	書	有	有	宗教法人桑名宗社(春日 神社)所蔵	—	—	—	—	—	—	—	—	史料12-21, P294- 295, 岩生(13), 物語
(外郭のみ) 年号二字目	書	有	有	—	上64	84	—	—	—	—	172	—	史料12-14, P592- 593
(外郭のみ) 年号二字目	不詳	不詳	不詳	—	—	—	—	—	—	—	—	『日本外志』所載「半 舩斎日鈔」	岩生(17)
(外郭のみ) 年号三字目	書	有	有	—	上30	85	—	—	—	—	172	—	史料12-29, P700- 701
(外郭のみ) 年号三字目	書	有	有	—	上31-32	85-86	—	—	—	—	172	—	史料12-29, P701- 702
□□□□之印 年号二字目	書	有	有	—	—	87	○	—	—	—	—	—	—
安南都統使司之印 年号二字目	無	無	無	—	上102、 上110、 下94	89-90	—	○	—	—	172	鷹見泉石関係資料、 江雲隨筆	—
不詳	無	無	無	—	上122	92	—	—	—	—	172	—	—
不詳	書	無	無	—	下108	92-93	—	—	—	—	172	—	—
不詳	無	無	無	—	下131	94	—	—	—	—	—	—	—
不詳	書	不詳	有	長崎立山奉行所旧蔵	—	95-96	—	○	—	—	172	華夷變態	—
總鎮將軍之印 年号三字目	書	有	有	長崎立山奉行所旧蔵	—	96	○	○	—	—	174	華夷變態	—
總鎮將軍之印 年号三字目	書	有	有	長崎立山奉行所旧蔵	—	96-97	○	○	—	—	174	華夷變態	—
不詳	書	不詳	有	—	—	99	—	—	—	—	177	華夷變態	—
不詳	書	不詳	有	—	—	99	—	—	—	—	177	華夷變態	—

史料：安南外交文書を取めた史料。『異国日記』の上下と数字は、『影印本異国日記』（東京美術、1989年）に示された上下巻の別と丁数。
『外蕃通書』の数字は『近藤正齋全集』第一の頁数。『通航一覽』の数字は巻次。

【参考文献】物語：九州国立博物館特別展図録「ベトナム物語」2013年

史料：『大日本史料』

岩生：岩生成一「日本南方諸国往復書翰 補遺」『南島史学』1, 1972年

表1 日越間国書一覧

番号	鄭阮	様式	差出 充所	年月日	西暦	名称	書出①	書出②	充所	充所	書止
1	鄭	書	C	光興十四年閏三月二十一日	1591	安南国副都堂福義侯阮書簡	安南国副都堂福義侯阮(一字下)	肅書	平出	日本国○国王座下	茲書
2	阮	書	A	弘定二年五月初五日	1601	安南国天下統兵都元帥阮漢書簡写	安南国天下統兵都元帥瑞国公	致書于	平出	日本国兄大相国秀吉公(豊臣秀吉)	茲書
3	阮	書	B	弘定二年五月初五日	1601	安南国天下統兵都元帥瑞国公阮漢書簡写	安南国天下統兵都元帥瑞国公	茲屢蒙	平出	(寺沢)正成公	茲書
5	阮	一	A	弘定四年五月十九日	1603	安南国大都統阮漢書簡写	安南国大都統瑞国公阮	敬書	平出	日本国内大宰執原王殿下(徳川家康)	使两国相親之厚、百年至于千万年必矣
7	阮	一	A	弘定五年五月十一日	1604	安南国大都統瑞国公阮漢書簡写	安南国大都統瑞国公(二字下カ)	報章	平出カ	日本国王殿下	王其鑿焉
11	阮	一	B	弘治(定カ)六年四月二十三日	1605	安南国大都統阮漢書簡写	安南国大都統瑞国公	謹致書	平出カ	日本国刺史豊富座下	至矣必矣
12	阮	書	A	弘定六年五月初六日	1605	安南国大都統阮漢書簡写	安南国大都統瑞国公	啓	平出	日本国源王殿下	謹啓
13	阮	書	B	弘定六年五月初六日	1605	安南国大都統阮漢書簡写	安南国大都統瑞国公	報書	平出	日本国本多上野介正純幕下	書不尽言、至矣必矣
14	阮	曉示	E	弘定柒年肆月拾五日	1606	天南国瑞国公阮漢曉示写	天南国欽差雄義營副都將行下順化広南等処太尉瑞国公(台頭)	為曉示日本国客商事	—	日本国(封筒ウハ書による)	曉辭所至、爾等咸使聞知、須至曉示者
16	阮	曉示	E	弘定柒年伍月初捌日	1606	天南国瑞国公阮漢曉示写	天南国欽差雄義營副都將行下順化広南等処太尉瑞国公(台頭)	為曉示日本国客商事	—	(日本国カ)	曉辭所至、咸使聞知、須至曉示者
17	阮	書	A	弘定柒年五月拾參日	1606	安南国大都統阮漢書簡写	安南国大都統瑞国公	敬回翰	平出	日本国本多一位源家康王殿下	至矣
20	阮	一	B	弘定拾年五月拾柒日	1609	安南国大都統阮漢書簡写	安南国大都統瑞公	敬書于	平出	日本国加藤肥後守平清正貴翁座下	至矣必矣
23	鄭	書	C	弘定十一年二月二十日	1610	安南国広富侯書簡写	安南国揚武威勇功臣錦衣衛署衛事駙馬都尉廣富侯臺下	裁採文書、冒賚達	台頭	日本国国王殿下	謹備文書
25	鄭	書	C	弘定拾壹年肆月初三日	1610	安南国舒郡公書簡写	安南国老中軍都督府右都督兼知太医院掌院事舒郡公臺下	裁採文書、昌達	平出	日本国々々王殿下	書不尽言、謹具
28	阮	書	B	弘定十一年五月二十四日	1610	安南国大都統官阮漢書簡写	安南国大都統官	書達于	平出	日本国加藤肥後守清王閣下	茲書
29	阮	書	B	弘定拾貳年五月初陸日	1611	安南国大都統阮漢書簡写	安南国大都統	肅書達于	平出	日本国長崎監軍長谷川左兵衛丞藤広座下	於是乎書
30	阮	書	A	弘定十五年五月初八日	1614	安南国大都統阮福源書簡写	安南国大都統	肅書達于	平出	日本国王殿下	茲書
31	—	—	D	弘定十六年六月初七日	1615	安南国総鎮官弘公書簡写	安南国総鎮官弘公	手書寄	平出カ	探日本国長谷川左兵衛官(藤広)	茲書
34	阮	書	B	弘定十九年五月初四日	1618	安南国大都統阮福源書簡写	安南国大都統	書于	台頭	日本国柱国本多上総介(上野介正純)麾下	原亮不恭
35	阮	書	B	弘定十九年五月初四日	1618	安南国大都統阮福源書簡写	安南国大都統	書于	二字台頭	日本国柱国土井大炊助(利勝)麾下	茲書恭肅
36	鄭	書	D	弘定貳拾年肆月拾柒日	1619	安南国華郡公書簡写	安南国布政都堂右府華郡公	拜書	二字台頭	大邦日本国奉行大人麾下	此瞻仰之至者
38	鄭	一	A	永祚六年五月二十日	1624	安南国清都王鄭卮書簡写	安南国王/大元帥統国政清都王(大字台頭)	—	文中	日本国主。淳和褒賞大政大臣日本大将軍源家光	筆不尽詞、真心茲寄
41	鄭	一	A	永祚九年五月二十二日	1627	安南国清都王鄭卮書簡写	安南国元帥統国政清都王(台頭)	手書達	平出カ	日本国淳和奨學両院別当氏長者征夷大将軍源家光	茲計開
43	阮	書	A	永祚十年四月二十五日	1628	安南国都統官阮福源書簡写	安南国都統官	敬書奉于	平出	日本国々々王殿下	茲書
49	阮	一	E	永祚拾肆年陸月初肆日	1632	安南国王都統領徳大尊公阮福源書簡写	安南国王都統領徳大尊公	申	文中	日本国	一乞望恩事
55	阮	書	A	正和延年陸月拾參日	1688	安南国王阮福源書簡写	安南国王	恭書	平出カ	日本国大国王殿下	今書
56	阮	書	B	正和延年陸月拾參日	1688	安南国王阮福源書簡写	安南国国王(台頭)	肅書于	台頭	日本国帳崎鎮守王閣下(長崎奉行)	今書
57	阮	書	B	正和延年陸月拾參日	1688	安南国王阮福源書簡写	安南国国王(台頭)	達書于	台頭	日本国帳崎宮保文官閣下(長崎奉行)	今書
58	阮	書	B	正和拾伍年閏五月拾貳日	1694	安南国王阮福源書簡写	安南国国王	達書于	台頭	日本貴国長崎鎮守王閣下(長崎奉行)	茲書
59	阮	書	B	正和拾伍年閏伍月貳拾貳日	1694	安南国王阮福源書簡写	安南国国王	達書于	台頭	日本貴国長崎鎮守王閣下(長崎奉行)	茲書

【凡例】鄭阮：鄭氏側の発給文書は鄭、阮氏側の発給文書は阮とした。いずれとも判明しない場合は空欄とした。
 大字・横線・花押：無いと判断できる場合は無、有無が分からない場合は不詳とした。
 原本：現在所蔵している場合は所蔵、過去に所蔵していたが現在は所蔵しているかどうか分からない場合は原蔵、過去に所蔵していたが現在は所蔵していない場合は旧蔵とした。

※底本の改行が原本に拠っている可能性がある」と推定される場合は、「」で改行箇所を示した。台頭、平出等の箇所は、追いつまずに底本とおりのした場合もある。以下同。

安南国王

大元帥統国政清都王。為建新本国。恢復中興。土宇版章。都帰一統。四方隣国。／和好相交。恵沢仁施。各成大義。茲年夏節。見日本貴国。艚長號角藏、／號末吉。等共式艚到国買売。我志欲親於大。不在於小商乃究問詳言。聞／日本国主。年春方長。性徳寛賢。我欲結為兄弟之邦。仁義道愛。先以正／義名為始。相交本国。所産貴財。茲我有密物宝枕壹件。真金所作柒両。真／琦南參拾捌両。付艚長角藏末吉等領回。寄与日本国主。淳和奨覚大政大臣／日本大將軍源家光為信。結千年之義。勿爽毫厘。其日本国主。有敬愛之／心。慕貴貨之意。願来年又寄。日本甚好劍拾柄。七刀拾柄。細腰刀拾柄。以／為本国。上々最好之美物。并各異貨。付与艚長角藏末吉等艚。将来本国。／或答義若干。或交易安南貴産若干。我再答還如情所寄。海程万里。視一心同。／義結兄弟。絲毫不爽。性情如此。大義千年。義本財末以声名於兩邦。筆不／尺詞。真心茲寄

(朱印影)

「安南都統使司之印」

永祚六年五月二十日

(書き下し文)

安南国王 大元帥統国政清都王、新たに本国を建てがため恢復中興し、土宇版章は都て一統に帰す。四方の隣国と和好して相ひ交はり、恵沢・仁施は各おの大義を成す。茲の年の夏節に日本貴国艚長號角藏・號末吉等共の式艚、国に到りて買売するを見る。我が志は大に親しまんと欲し、小商に在らず。乃ち詳言を究問すれば、聞く、「日本国主 年春方に長じ、性徳寛賢なり」と。我結びて兄弟の邦たらんと欲す。仁義・道愛は先

ず義と名を正すを以て始めと為す。本国に産する所の貴財を相ひ交へんとし、茲ち我 密物の宝枕壹件・真金所作柒両・真琦南參拾捌両を有つ。艚長角藏・末吉等に付して領回せしめ、日本国主淳和奨覚大政大臣日本大將軍源家光に寄与して信と為す。千年の義を結び、毫厘も爽うこと勿からん。其れ日本国主敬愛の心有りて、貴貨の意を慕はば、願はくは、来年又た、日本の甚だ好き劍拾柄・七刀拾柄・細腰刀拾柄を寄せんことを。以為らく、本国 上々最好の美物並びに各おの異貨もて艚長角藏・末吉等の艚に付与すと。將し本国へ来たりて、或いは若干を答義し、或いは安南貴産若干を交易せば、我情の寄す所のごとく再び答還せん。海程万里といへども一を視て心は同じきなり。義は兄弟を結び、絲毫も爽はず。性情此くのごとく、大義は千年なり。義は本にして、財は末なり。声明を兩邦に以さん。筆は詞を尽くさず。真心もて茲に寄す。

41 一六二七年五月三日 安南国清都王鄭樞書簡写

『異国日記』上に拠る

安南国元帥統国政清都王手書達

日本国淳和奨学両院別当氏長／者征夷大將軍源家光、会曉、伝曰、／与国人交止於信、上年余有書与／日本国主、寄間金鏡式口・生絹広／好肆拾疋・象牙式拾枝、付艚長角／藏、将国納与国主、至茲年未見信／来、信安在乎、茲你回本国備将我書／札通与你国主、搜尋得角藏正身、／究問上年余所寄財物通達与否、／得憑信来、以通懷遠之情、以尺交／隣之義、書不尽言、茲計開

一、茲年寄貢絹疋好拾疋、頒与日本国主

永祚九年五月二十二日

(書き下し文)

安南国元帥統国政清都王手書して日本国淳和奨学両院別当氏長者征夷

大将軍源家光に達す。会曉す。伝に曰はく、「くにたみ國人と交はりては信に止まる。」と。上年、余れ書を日本国主に与へ、金鏡式口・生絹の広好なるもの肆拾疋・象牙式拾枝を寄贈すること有り。艘長角藏に付し、国に將きて国主に納与せしむ。茲の年に至るも未だ信の来るを見ず。信は安くに在るか。茲に你的本國に回らんとするに、備みて我書札を將て你的国主に通与す。搜尋して角藏の正身を得て、上年、余れ寄する所の財物の通達の与否を究問し、憑信を得て来らば、以て懷遠の情を通じ、以て交隣の義を尽くさん。書は言を尽くさず。茲に計開す。

一、茲の年、絹広好なるもの拾疋を寄せ貢ぎ、日本国主に頒与す。

以上の二通は、いずれも鄭樞から徳川家光へ充てたものであり、奥上に「書」の大字が無く「書」の様式はとっていないが、内容から書簡と云つてよいものである。C・Dに分類した鄭氏側の発給文書には「書」の様式が用いられているが、これら二通の当主発給文書では用いられていない。二通の内容は共に、国交を結ぶことを提案したものである。

鄭樞は鄭松の長子で清都王、清王。在位は一六二三から五七年であり、38は王位に就いた翌年の発給である。「黎明」は、38からは、「前年に激しい内戦を経て王位を継いだばかりである鄭樞の強い野心をうかがうことができる。」と評している。

38は充所が本文半ばに敬称もなく記されている点で特殊である。「黎明」は、この点を「尊大」とし、「そのような（角倉宛の下文と解釈できるような一筆写注）⁽¹⁰⁾ 解釈の余地を残した半公的な文書とすることによって書簡が日本から拒絶される可能性を減らしつつ、鄭樞は自らの力を誇示し、来たるべき（黎明皇帝からの一筆写注）篡奪の日のため既成事実を作り上げようとしたのではないだろうか。」と推論する。

41では、冒頭に家光へ「手書して（家光）に達す」とあるが、本文後半に登場する「你」は、帰国にあたって「我（鄭樞の）書札」を「あなたが

国主（家光）へ伝えるよう本文中で申し渡されており、安南へ渡航した商人と考えられる。全体的には家光充の内容であるが、部分的に「你」が充所であるかのような印象も受ける点で、こちらも変則的な書きぶりといえる。僅か三年間ほどの期間に出された差出、充所共に同一の国書ではあるが、充所を記す位置など様式的にもかなり異なっているといえる。

「黎明」では38について、「安南国王」と書き出しながら、改行して「大元帥統国政清王」と続けており、「自らの本来の称号をそれ（安南国王一筆写注）と同列ないし上位に置くが如き異例の筆法である。」と評している。このことも含めて、鄭樞発給の国書には、確立した様式はほぼ見受けられない。

38では充所を本文中に配して曖昧にし、41では、充所を明示しながらも本文中で商人へ充てたかの如き文言を用いるなど、国主から国主へ国書を送るという行為に対して、何か煮え切らないものを感じざるを得ない。このことは、「黎明」が38について「黎明皇帝のみが使用できるはずの安南都統印を用い、やはり黎明皇帝を差し置いて形式上は存在しないはずの安南国王を名乗りながらもそれを相対化する書式を使用するなど、もはや篡奪行為にも等しいものである。」と評しているように、鄭樞の置かれた立場が深く関係しているのだろう。

日本での対応についてみると、38では、金地院崇伝は、御前にて家光に見せたところ、返事を作成するよう命じられたので、懷中して退出している。⁽¹¹⁾その後、家光から、返書について將軍と奉行衆のどちらから返書するか、大御所の上意に拠るべしとの命があり、結局、先例に拠って奉行から返書することとなった。この時に作成されていたと考えられる家光と奉行衆の返書案（日26と日27）がそれぞれ『異国日記』（上一四〇―一四五、下九四―九五）にある。⁽¹²⁾

また、41について記した『異国日記』寛永四年条（上一二一―

一二二)には次の通りある。

一、同十一月八日、大炊殿(土井利勝)・雅楽殿(酒井忠世)御兩人、
(林)道春・(林)永喜召連御出、東京ヨリ船使二言伝書ヲ上ケ候、

「一覽可申由、則去子ノ年(寛永元年)捧候書ノ留書次ノ丑ノ正月(同

二年)ニ奉行衆ヨリノ返書ノ留中取出、引合吟味候也、①則今度

之書、以之外無礼之間、取次モ如何、進物モ上ケ間敷カトノ義也、

此書ハ只余所ノ音信ヲ遣候覚書ノ様成物②ニテ候間、其通可被仰

上由申也、書ノ案在左、()内筆者注

傍線①から、41への返事を検討するに当たって、「子ノ年捧候書」すなわち寛永元年(一六二四)に届けられた38の留書と、「丑ノ正月ニ奉行衆ヨリノ返書」について留書を取り出して吟味しているのが、このことから38については奉行衆名義の返書が出されていたことが確認できる。

さらに、41は以ての外の無礼であるとし、その理由として傍線②の通り記されている。これは、前述したように家光へ充てて書いているのか、商人に書簡の伝達を命じているのか分からないような曖昧な内容のことを指していると考えられる。38は許容されて返書も送られたのに対して、41が取次を却下され進物も上げられなかった理由としては、細々とした書札礼以前の問題であるといえる。

第二節 臣下から国主充

1 一五九一年閏三月二日 安南国副都堂福義侯阮書

九州国立博物館所蔵原本に拠る

安南国副都堂福義侯阮書

日本国○国王座下、窃聞信者国之宝誠所当脩、前年見陳梁山就本国、謂

○国王意好雄象、有象壹隻、／已付陳梁山将回○国王其體小不能載、有好香式株・雨油盖壹柄・象牙壹件・好紵式匹、寄与○国王以脩好信、明年／隆巖又到本国謂、陳梁山并財物未見、茲有雨油盖壹柄、再寄与○国王為信、○国王如好本国奇物、仍遣隆巖将／好劍式柄・好甲衣壹領、就与阮、得買奇物寄回○国王以通兩國往来交信之義、茲書

(朱印)

「□□□□之印」

光興十四年閏三月二十一日

(黒印)

「書」(横線) (花押黒印)

(書き下し文)

安南国副都堂福義侯阮書みて日本国○国王座下に書す。窃かに聞く、「信は国の宝にして、誠に當に脩むべき所なり」と。前年、陳梁山本国に就くことを見る。謂へらく「国王の意は好き雄象なり」と。象壹隻有り。已に陳梁山に付し、将に国王に回らさんとすれども其の體小さくして載すること能はず。好き香式株・雨油盖壹柄・象牙壹件・好き紵式匹有り、国王に寄与し、以て好信を脩む。明年、隆巖又た本国に到りて謂へらく、「陳梁山並びに財物は未だ見ず」と。茲に雨油盖壹柄有り、再び国王に寄与して信と為す。国王如し本国の奇物を好まば、仍って隆巖を遣わし、好き劍式柄・好き甲衣壹領を將り、就ち阮に与へよ。奇物を買ひて国王に寄せ回し、以て兩國往来交信の義を通ずることを得ん。茲に書す。

当時の「日本国○国王」であれば豊臣秀吉が想定されるが、本書簡は近年発見されるまでの伝来過程が未詳であり、おそらく秀吉の手に渡ることはなく在野におかれたものと推測される。福義侯は鄭氏に仕えた阮景氏の一族である阮景端に比定できる可能性のある人物で、日本との交

易を望んで書簡を送ったが、おそらく「日本国〇国王」を秀吉とまで認識していなかったものと推測される。本書の発給、伝達に介在した陳梁山や隆巖といった商人とおぼしき人物名や、先に陳梁山に財物を託したことなども具体的に記されており、互いの情報をほとんど持たない中で、手探りでの国書送付の状況をうかがえる貴重な史料であると考えられる。

「黎明」では、福義侯を貿易港又安を本拠地とする鄭氏と関係の深い有力豪族であること、および、本書簡が出された年の末には黎明が大軍を起こして、翌年頭には莫朝から東京を奪還したという時期的な状況を説明している。そうした上で、この書簡は、そういった時期に「後背地の阮景端が自己の個人的な利益のために、独断で書簡を作成・発送したのだろう。」と推測している。さらに「日本側から見ると到底受け入れられない表現が用いられているが、」とするも、それは故意ではなく、「福義侯側文書作成者の日本の状況や漢字文化圏の外交文書書式に対する知識不足だけでなく、日越の常識のズレ」が原因であると評価している。

23 一六〇〇年二月二〇日 安南国広富侯書簡写 『異国日記』上に拠る

(本文中に「以上一行」とあるのは、『異国日記』にある注記。一行目「広」、及び加籠ウラ書の朱印影外郭と「朱印」は、『異国日記』下に拠って補った。)

安南国揚武威勇功臣錦衣衛署衛事駙馬都尉広富侯臺下、／裁採文書、冒賚達以上一行

日本国国王殿下、兪允洞察淺言、往年有日本體體長角藏／等、盛載貨物、五月十一日、纔到本国又 以上一行 安処地分宿住、／本処官謹備〇啓来、其臺下繼出將門、預操兵柄以 以上一行／ 主上之義増、受 以上一行

黎皇之厚恩、縁有家事、恭稟榮脚、伏蒙

主上特差、其臺下奉辭、巡守日本福建等體、開立庸舍、以便／買売、且臺下探知角藏心中謹厚、結為 以上一行 義養、至六月／十六日、角藏等辭回、到海門外、卒遇風波、其角藏等共十／三人、投身跨浪、不幸俱逝、存親 以上一行 弟庄左衛門及客商／彦兵・中左・甚右・伝兵・源右・多右・彦次・善左・隆右・弥右并船役／人善次・吉左・甚三等合 以上一行 百人余、擺尋生路、幸而得活、其臺／下任差兵卒索救、将回私第給養四十九人、其臺下嚴侍〇大都／堂右府舒郡公隣養三十九人、与掌監文理侯祇養二十六人、共〇／貨衣食、其庄左等得聊其生、大抵皆 以上一行 由臺下仁慈力量、／茲臺下業已施恩、欲全庄左等性命、再通引等曹、詣〇闕拜／謁、其臺下冒贖 以上一行

聖意、曲降洪恩、伏乞 令許理作船艘、与庄左等、任便回国、庶其全帰／郷貴、庄左等得域 以上一行

国王面目、得酬師父義恩、得慰妻子願望、則其臺下之功之徳、不特度／得庄左余曹、而臺下之誉 以上一行 之名左、且聞於本隣兩國、恭望殿下觀覽嘉納、以知柔遠之心、以表和親之義、片言草々、謹備文書

弘定十一年二月二十日

文書大文字

(加籠墨書)

「安南国揚武威勇功臣特進輔国上將軍錦衣衛都指揮使司都指揮使署衛事駙馬都尉広富侯文書遞至

謹封

日本国国王 殿下開坼 案照

ウラ書

(朱印影・外郭のみ)

弘定十一年二月二十日

朱印

内有文書清套」

(書き下し文)

安南国揚武威勇功臣錦衣衛署衛事駙馬都尉広富侯臺下 文書を裁採し、冒して日本国国王殿下に賫達す。兪允して浅言を洞察せよ。往年、日本艚艚長角藏等の貨物を盛載し、五月十一日、纔かに本国又安処の地に到り分宿して住する有り。本処官 謹みて啓を備えて来る。其れ臺下 将門に継出し、兵柄を預かり操る。主上の義壻たるを以て、黎皇の厚恩を受く。家事有るに縁りて、恭しく榮卿を稟け、伏して主上の特差を蒙る。其れ臺下 辞を奉じ、日本・福建等艚を巡守し、庸舎を開立し、以て買売に便す。且つ臺下 角藏の心中謹厚なるを採知し、結びて義養と為す。六月十六日に至り、角藏等 辞して回らんとするに、海門外に到り、卒かに風波に遇ふ。其れ角藏等共十三人、投身して浪を跨えんとするも、不幸にして俱に逝く。親弟庄左衛門及客商彦兵・中左・甚右・伝兵・源右・多右・彦次・善左・隆右・弥右并びに船役人善次・吉左・甚三等、合はせて百人余存り、生路を擺尋し、幸ひにして活くることを得。其れ臺下 兵卒を任差して索救し、私第に將い回りに給養すること四十九人なり。其れ臺下の嚴侍 大都堂右府舒郡公の憐養せる三十九人と掌監文理侯の祇養せる二十六人は、共に貨と衣食とを分かつ。其れ庄左等の其の生を聊むを得るは、大抵皆、臺下の仁慈力量に由る。茲に臺下、業已に恩を施し、庄左等の性命を全うせしめんと欲し、再び等曹を通引し、闕に詣りて拝謁す。其れ臺下 聖意を冒瀆するも、曲げて洪恩を降さる。伏して、船艘を理作し、庄左等に与うるを許さしめんことを乞う。便に任せて国に回らば、其れ全く郷貫に帰るに庶からん。庄左等、国王の面目域ることを得、師父の義恩に酬ゆることを得、妻子の願望を慰むることを得ば、則ち其れ臺下の功の徳の特だに庄左余曹に度得するのみならず、しかして臺下の誉の名も亦た、且に本隣両国に聞こへんとす。恭しく望むらくは殿下、観覧嘉納し、以て柔遠の心を知り、以て和親の義を表さんことを。片言草々、謹みて文書を備ふ。

25 一六一〇年四月三日 安南国舒郡公書簡写 『異国日記』上に拠る

(本文中に「以上一行」とあるのは、『異国日記』にある注記)

安南国老中軍都督府右都督兼知太医院掌院事舒郡公臺下、裁採文書、冒達 以上一行
日本国々王殿下、洞察浅言、往年有日本艚々長角藏等装載貴物、五月拾壹日 以上一行 纔到本国又安道地方販売、臺下 恭稟 以上二行

主上令差回、買日本福建等艚貴物 以上一行

進納、至陸月拾壹日、角藏等辞回、到丹涯海門、急遇風波、其角藏等共拾参人、沈溺而逝、以上二行

其弟庄左衛門及客商役目等共壹百人余、幸而擺脱、

臺下聞知任差兵士索救、将回 以上一行 分給衣食、茲臺下深

軫庄左等曹寄迹他郷、思回本国、仍差人通引、詣 以上一行

闕拜謁、其臺下冒瀆^(冒瀆)迂言^(迂言)転撥 以上二行

聖意、幸蒙令許理作船艘、餞庄左等曹、任便回国、仍撮事□、

謹備文書冒達、以上一行

国王裁察、庶成隣好之義、書不尽言、謹具、以上二行

(朱印影・外郭のみ)

弘定拾壹年肆月初参日
朱印
大文字

文書印

(加籠墨書)

右ノ加籠ノ上書曰

安南国老中軍都督府右都督兼知太医院掌舒郡公文書、遞至

謹封

殿下開坼案照

日本国国王

ウラ書 内有文書清套

弘定拾壹年肆月初参日

(書き下し文)

安南国老中軍都督府右都督兼知太医院掌院事舒郡公臺下、文書を裁採し、日本国々王殿下へ冒達す。浅言を洞察せよ。往年、日本艚艚長角藏等の貴物を装載し、五月拾壹日、纔に本国又安道地方に到り販売する有り。臺下 恭しく主上に稟して差回せしめ、日本・福建等の艚の貴物を買ひて進納す。陸月拾壹日に至り角藏等 辞して回らんとするに、丹涯海門に到り、急に風波に遇ふ。其れ角藏等共拾參人沈溺して逝く。其れ弟庄左衛門及び客商役目等共壹百人余、幸ひにして擺脱す。臺下 聞知して兵士を任差して索救し、將い回らしめ、衣食を分給す。茲に臺下庄左等曹の他郷に寄迹するを深軫し、本国に回さんと思ふ。仍つて人を差はして通引し、闕に詣りて拜謁す。其れ臺下 冒瀆迂言して聖意を転撥し、幸ひに船艘を理作するを許さしむるを蒙る。庄左等曹に餞し、使に任せて国に回らしむ。仍つて事を撮り「」、謹みて文書を備え冒達す。国王 裁察せよ。庶はくは、隣好の義を成さんことを。書は言を尽くさず、謹具。

23と25は、一六〇九年六月に父安から帰国しようとした角藏船が風波のために近海で沈没した事件に関わって広富侯とその父である舒郡公から発給されたものである¹³。この時、艚長角藏等十三人は溺死したが、艚長弟庄左衛門等百人余は救助され、父安の有力者であった舒郡公、広富侯、文理侯が分担して給養し、翌年には新たに建造した船で帰国させている。舒郡公は阮景驩の次男阮景堅で、1の発給者福義侯阮景端の兄に当たり生没年は一五五三年から一六二五年である。広富侯は阮景堅の次男で、妻は鄭氏の当主平安王鄭松の娘玉清。一六四五年に六十三歳で没している。文理侯は姓名を陳靖といい宦官であった¹⁴。当該事件に関しては、これら二通以外にも鄭松と文理侯が庄左衛門等へ充てた文書も『異

国日記』に収められており、日本国王充以外の文書も含めて、一連の文書は帰国した庄左衛門等によってまとめて幕府に提出されたものと考えられる。さらに、この時に救助されたその他の商人充の文書二通は、『異国日記』には収められていないが、原本が残されているので、おそらく幕府に提出されることなく巷間に伝わったものと考えられる¹⁵。

舒郡公、広富侯といった臣下筋から日本国王へ書簡を充てるのは、1と同様、異例のことである。舒郡公、広富侯は生存者を給養したり、船を新造したりと、積極的に日本商人達を救助し、書簡中にもその恩が最大限に強調された上で交流のことを説いている。おそらく、こういった動きは、鄭氏当主である鄭松が日本国王へ直接に書簡を送っていたことから、貿易港父安に力を持っていた彼らの意志に拠るところが大きいのではないかと推測される。つまり、角藏船の沈没は、臣下筋のものが直接に日本国王と関係を結ぶ好機会と捉えられていたのではないだろうか。鄭氏当主が日本へ直接に書簡を送ったのは、管見の限りにおいて前述した38鄭魁書簡の一六二四年まで下ることになる。この当時は、1福義侯書簡が送られた一五九一年と同じく、貿易に積極的であったのは父安の有力者達であり、彼らが主体となつて、ある程度は独自の判断に基づき書簡を送ったのではないだろうか。そこには、福義侯の時から約二十年が経過して、日本の情報や外交上の敵礼関係の常識といったことにも知識が蓄積されていたであろうが、日本商人達の救助という絶好の機会に乗じて、臣下筋から国王へ書簡を充てることも可能になるのではという計算が働いていたことも間違いないだろう。

この辺りの推測は、日本国商人市良・碧山伯に充てた24文理侯書簡に拠つても裏付けられる。すなわち、文中に「其本処官都堂官舒郡公・掌監文理侯・駙馬広富侯、公(舒郡公 筆者注)意欲功德憐憫遠国商人見飢饉之情、以家物給養、全生再調、赴京拜稟 主上、徳広慈心粮衣給与旨判令回本国、其意幸甚、茲都堂等官共応作大船壹艘、再許職爵將回本

国、」とあり、舒郡公が東京へ赴いて鄭氏に会って許しを得たとはいえ、「家物を以て給養」し、「大船壹艘を作る」といったことを推進したのは父安の有力者達である。なかでも、舒郡公がその中心人物であったことが分かる。広富侯はその次男であり駙馬でもあったので、文理侯からではなく彼ら親子二名から書簡を送ったものと考えられる。なお、糟長弟庄左衛門等へ充てた22文理侯書簡写にも同様の記述がある。

「黎明」では、これら二通について、「その文面は、丁寧な文言も使用しているが、自称に「台下」を用い、内容も自らの功績を得々と誇るなど、国王宛の書状とは思えぬ表現が散見される。」と評している。こういったことから、貿易港に拠点を置くとはいえ、こなれた外交文書作成に慣れていない地方有力者の個性といったものが文面に表れているともいえよう。

23と25を含む四通は、慶長十五年（一六一〇）六月十二日に駿府の家康のもとで読まれ、崇伝は帰ってこれを写し、本文は三要元倍へ返されている。⁽¹⁷⁾ 日本からの返答については、詳細は不明であるが、舒郡公らが書簡を送った一六一〇年末に当たる慶長十五年十二月二十九日付けの「安南国将監文理侯」充の日13貞順子元書簡の封筒だけが知られているので、幕府からではなく回易大使司貞順子元からの返書というかたちで、何らかの書簡が送られた可能性がある。子元からは、これ以前にも慶長八年に宗恂意安と連署で安南国執事大人へ書簡を充てているし（日5）、慶長十五年以降にも、鄭氏の臣下筋に対して送った子元名義の書簡が知られている。⁽¹⁸⁾ 前述のとおり鄭榘からの書簡（38）には、奉行衆が返書しているの、臣下筋の者へ幕府から直接に返書するのを避けるために子元名義としたと考えられる。ところで、なぜ、文理侯充なのかは、たまたま文理侯充の封筒だけが残ったのか、子元からということもあって、敢えて三名の内で低位と目される文理侯に充てたのかもしれない。

23と25には、いずれも奥上に書の大字があったと推定できるが、書の

下に横線と花押があったかどうかは、『異国日記』の写に記録されていないので不明である。また、この二通は『異国日記』の記述によると「白唐絹」に書かれていたことが知られる。

約二十年を隔てているとはいえ、同じく地方有力者が日本国王へ充てた書簡であり、外交文書作成のための蓄積が不十分なながらも、精一杯に受け入れられる体裁を保とうとして作成されたと推測される。そうであれば、対外関係において作成する書簡では、奥上に書の大字をおく様式が適当であると考えられていたとしてよいだろう。

第三節 D 臣下から臣下充

36 一六一九年四月一七日 安南国華郡公書簡写

『外蕃書翰』三五二九五に拠る

安南国布政都堂右府華郡公、拜書

大邦日本国奉行大人麾下、久仰

貴国法正威明声名、天下諸国尊讓、茲小国華郡公、因戊午年、見○
貴国ノ客艘来港貿易而回、奈風不及時、転在本地、有客九郎兵等、
掲告口称ノ奉行朋友日本艘長已收抽分回他過船、其艘長交謂無抽分、
此究其情理、ノ暫減抽半分、訴郎兵等客未還抽分過他船、其艘長
与郎兵二客、愛同法ノ断不忍、奉待

貴国脩其正法以安両客、此瞻仰之至者、

計

右拜薦土宜物

花綱肆疋

白絹壹疋

(朱印影)

「□□□□之印」

弘定式拾年肆月拾柒日書

に書の大字があり、その下に横線と花押があるというもので、本章第二節の臣下から国主充と同様であった。

③ 広南阮氏からの国書

第一節 国主から国主充

2 一六〇一年五月五日 安南国天下統兵都元帥阮漢書簡写

東京大学史料編纂所蔵謄写本（原本相国寺旧蔵）

『異国来翰認』に拠る

安南国天下統兵都元帥瑞国公致書于

日本国兄大相国秀吉公、書曰、孟子七篇曰交隣、中伝／九経曰柔遠、此古今之常典、天下之通義、且我与大相国／前約已定、結為兄弟之邦、永為万年之好、曩因我国有事、／徵我還京、不意、大相国人白濱顯貴、招商往販、到順化処、／奈天時不順、風蕩船破、致使順化大都堂官与顯貴商客事／皆已誤、我不之知、至茲我復臨巨鎮、因見顯貴尚在我国、我想／及前由、更加厚寵、欲遣帰国以尋旧約、幸見上国商船復到、顯／貴招入、陳達情由、我欣然曰、誠千載之奇逢也、爰具菲儀於筐／篚、聊表寸忱、敬憑尺楮於封函、略申大義、倘大相国曉知此義、／復遣使通、一則因産国利、助其軍器、曰（生塩漆／并器械）以充吾用、一則急賜／示下

〔朱印影〕

〔鎮守將軍之印〕¹⁹⁾

弘定二年五月初五日

〔黒印影〕

〔書〕（横線）（花押黒印影）

弔還顯貴、以宝善人、真第一之好事、兩國之洪福也、茲書

（書き下し文）

安南国天下統兵都元帥瑞国公 日本国兄大相国秀吉公に致書す。書に曰

〔黒印影〕

〔書〕（横線）（花押印影）

（書き下し文）

安南国布政都堂右府華郡公 拜して大邦日本国奉行大人麾下に書す。久しく貴国を仰ぐに法正の威明は声名し、天下の諸国は尊讓す。茲に小国華郡公、因りて戊午の年、貴国の客艘の来港し貿易して回らんとするに、奈せんや風の時に及ばず、転じて本地に在るを見る。客九郎兵等の掲告し、「奉行の朋友日本艘長 已に抽分を収め、他に回らんとするに船を過まれり」と口称する有り。其れ艘長交も謂はく、「抽分無からんことを」と。此に其の情理を究め、暫く抽分半分を減ずれども、郎兵等の客未だ抽分を還さざるに他の船を過るを訴ふ。其れ艘長と郎兵と二客は、同法もて断ずるを愛しみて忍びず。貴国其れ正法を脩め、以て両客を安んずるを待ち奉る。此瞻仰の至る者なり。

計

右、土宜物を拜薦す

花綱肆疋

白絹壹疋

華郡公は、清都王鄭樞の勅旨を奉じた角藏船財副小島田兵衛尉政之充（40）華郡公奉書の文中で「総鎮官又安処和義宮副将少保華郡公」と名乗っており、又安の有力者の一人であった。内容は、来港した日本商人と船長の関税不払いについて、大邦日本国奉行大人に対して日本の法をもって正して欲しいと申し入れたものである。『外蕃通書』の文書名称は「安南国華郡公呈長崎奉行書」とあるが、華郡公が「大邦日本国奉行大人」と表現した充所は幕府の年寄衆である土井利勝などだったのかもしれない。いずれにしろ、極めて事務的な内容の書簡であり、臣下筋の華郡公から日本の官僚へ送るに適當であったと考えられる。様式は奥上

く、「孟子七篇は交隣と曰い、中伝九経は柔遠と曰う、」と。此れ古今の常典、天下の通義なり。且つ我と大相国と前約すること已に定まり、結びて兄弟の邦と為り、永く万年の好を為す。曩に我が国に事有るに因つて、我を徴して京に還らしむ。意はざりし、大相国の人白濱顕貴の商を招き往販して、順化処に到り、奈せんや天時不順にして、風蕩もて船破るとは。順化大都堂官をして顕貴商客と事皆已に誤らしむるを致すも、我之を知らず。茲に至り我復た巨鎮に臨み、顕貴の尚我が国に在るを見るに因つて、我前由を想及し、更めて厚く寵を加へ、国に遣はし帰して、以て旧約を尋めんことを欲す。幸ひに上国の商船復た到るを見て、顕貴の招き入る。情由を陳べ達すれば、我欣然として曰く、「誠に千載の奇逢なり、」と。爰に非儀を筐篋に具へ、聊か寸忱を表し、敬みて尺楮を封函に憑し、略、大義を申す。倘し大相国此の義を曉知し、復た使を遣はして通じ、一は則ち国利を産するに因りて、其の軍器を助け、生塩・漆并器械を曰う、以て吾が用に充て、一は則ち急ぎ示下を賜ひて、顕貴を弔れみ還し、以て善人を宝とせば、真に第一の好事、両国の洪福なり。茲に書す。

本書簡は、1福義侯書簡が発見されるまでは、安南から齎された最古の書簡として知られていた。広南阮氏からの書簡としては、現在も最古のものである。なお、これ以降も広南阮氏からの国書は、すべて広南阮氏当主発給のものに限られる。

本書簡の充所については、『異国来翰認』や『異国出契』は「家康」とし、『安南紀略藁』は「秀吉」としていた。このことについては、拙稿④²⁰において「秀吉」充であった可能性が高いことを指摘した。理由として、『異国来翰認』が正徳二年（一七二二）に幕府に提出するために新写した記録の控えとすれば、相国寺にとつて「秀吉」充の外交文書を屏風に貼って所蔵していることを知らしめるのは、あまり都合の良いこ

とではなかったかと推測されるため、故意に「家康」と書き換えた可能性があると考えられるためである。また、近藤重蔵の著書『安南紀略藁』に収録された安南からの文書十九通のうちで、同じく近藤の著書であり、家康以来の異国往來の書簡を収めた『外蕃通書』に収録されていないのは、この一通だけである。『安南紀略藁』には「秀吉」とあり、近藤はこの書簡が秀吉充と認識していたため、家康以来の文書に該当しない本文書は『外蕃通書』には収めなかったのだろう。

「黎明」では、国立公文書館所蔵『外国書翰』では「秀吉」と書いた上に白抜き文字で「家康」と重ね書きしていることから、「元々は秀吉宛であったことが分かる。」と指摘された。また、家康の任太政大臣が元和二年（一六一六）であることから、「大相国（太政大臣）」という肩書きも秀吉宛説に整合的である。」と指摘された。この成果によって、本書簡の充所は「秀吉」充であったことが確実になったといえるだろう。

本文中に「且我与大相国／前約已定、結為兄弟之邦、永為万年之好、」とあることから、この書簡以前にも阮潢と秀吉との間には書簡の遣り取りがあつたものと考えられる。

本書簡によると、阮潢が東京^{トシキョウ}に上っている間に、順化の大都堂官であつた阮福源（阮潢第六子）と海難で破船した白濱顕貴との間に紛争が起きてしまった²¹。阮潢が順化に戻って顕貴が在国しているのを知って加護を加えた。日本の商船が新たに來航したので、阮潢は顕貴にこの書簡と方物を託して日本産の「軍器（生塩、漆、器械）」を送るよう依頼した。

本書簡に対する慶長六年（一六〇一）十月付けの家康の返書（日一）が『異国日記』の写しで知られる。本書簡の充所が「秀吉」だったとすれば、なぜ、家康が返書を出したのか疑問が残る。しかし、秀吉はすでに没しており、本書簡が関ヶ原の戦いを制した家康に届けられれば、本書簡の充所が「秀吉」であることには取敢えて目をつむって、外交を司る

ことを重視したと推測できよう。

なお、本書簡に関連する同年月日付けの3阮漢書簡写については、本章第二節で述べる。

本書簡は、奥上に「書」の大字がある「書」の様式であり、また、書き出しにおいて「甲致書乙」の体裁をとった「致書」文書でもある。中村裕一氏は、「致書様式」について、「唐代においては個人の書簡として多用され、また対等関係にある王朝間の文書として用いられた。」と指摘している⁽²²⁾。また、秀吉に対して「日本国兄大相国秀吉公」という呼称をとり、中西朝美氏がいう擬制的な親族呼称を国書中に用いて相手との関係を表現したものの一種⁽²³⁾であると考えられ、秀吉を兄として一段高く位置づけているといえる。広南阮氏の書簡作成においては、唐代以来の様式についても意識の中にあつたものと考えられる。

5 一六〇三年五月一九日 安南国大都統阮漢書簡写

国立公文書館所蔵『外蕃書翰』三五二九六に拠る
（一行目「含諫」とあつたが、『異国出契』等に拠って「含詠」とした。）
安南国大都統瑞国公阮敬書

日本国内大宰執原王殿下、遙聞、宰執德声含詠、仁風騰十地之雄、道化徧謠、惠／露灑兩天之渥、職欲成貴貴之義、去歲敢憑片楮、陳其悃誠、并方物・小礼、幸蒙宰執／垂納、会茲年、仰見宰執玉札、遙伝芳情道達、曉成昨日之事、職不勝欣賀之至、頓首／稽首、拜之読之、增其水谷、況又贈以甲冑・軍器、錫以珍重如此、非榮何賜之乎、其恩／深滄海、義重丘山、真宰執含弘兼愛之度、即欲遣人詣于堦前拜謝、其奈堯天／舜海何、徒懸念而已、感云、海雲里隔千余、信義心孚一片、此職書中第一義也、且／職之陋邦、乃卷石・勺水之区、無有奇貨異物、曷足以彰其賜、茲因

使兩國相親之厚、百年至于千万年必矣、

〔朱印影〕
「鎮守將軍之印」

弘定四年五月十九日

（書き下し文）

安南国大都統瑞国公阮敬みて日本国内大宰執原王殿下に書す。遙に聞くに、宰執は德声含詠すれば、仁風は十地の雄に騰はり、道化徧謠すれば、惠露は兩天之渥を灑ぐと。職貴貴の義を成さんと欲し、去歲、敢えて片楮を憑して其の悃誠を陳べ、并せて方物・小礼は幸ひに宰執の垂納を蒙る。茲の年に会ひ、宰執の玉札を仰ぎ見るに、遙に芳情を伝へて道達し、昨日の事を曉成す。職欣賀の至に勝へず。頓首、稽首。之を拜し、之を讀み、其の水谷を増す。況や又た贈るに甲冑・軍器を以てし、錫はるに珍重を以てすること此くの如きや。榮に非ずして何ぞ之を賜らんや。其の恩は滄海より深く、義は丘山より重し。真に宰執の含弘兼愛の度なり。即ち人を遣わして堦前に詣りて拜謝せしめんと欲す。其れ堯天・舜海を奈何せん。徒に懸念するのみ。感じて云はく、海雲の里は千余を隔つとも、信義の心は一片を孚む。此職の書中の第一義なり。且つ職の陋邦は乃ち卷石・勺水の区なれば、奇貨・異物の有ること無く、曷ぞ以て其の賜を彰すに足らんや。茲に駅使に因て言還す。輒ち土産の小物を以て、聊か微忱を表す。爰に折簡に及び、謹みて肝膈の數言を陳べ、宰執殿下に冒達す。礼小さしと云うと雖も、伏して笑納を乞ふ。願はくは、茲より以後、共に此の心を信じ、其の義に違ふこと莫からん。兩國をして相親せしむることの厚きこと、百年、千万年に至るは必なり。

この書簡に先立って、慶長七年十月二日付けの家康からの返書（日2）が『異国日記』によって知られる。日2の内容から、前述の慶長六年の家康書簡（日1）と同七年の家康書簡（日2）の間に、阮漢からの

返書があったと考えられるが、その内容は知られていない。本書簡は日2への返書として書かれたものである。内容は美辞麗句を連ねているのみで、特筆すべきものはない。本書簡に対しては、慶長八年の家康書簡(日4)がある。

阮潢はすでに家康の名を熟知しているにもかかわらず、充所を「日本国内大宰執原王殿下」としている。実名を記すのを避けたとも考えられるが、弘定七年の阮潢書簡写では再び「家康」の実名を記している。この後も、充所は様々に書かれ一定していない。本書簡は最終行に年月日を記して朱印を捺しており、奥上の「書」の大字はない。

7 一六〇四年五月二日 安南国大都統瑞国公阮潢書簡写

『大日本史料』第一二編二輯所載『歴朝要紀』百四十四に拠る
安南国大都統瑞国公、報章

日本国王殿下、

嘗聞、修睦結好、国君盛典、去歳、国王厚賜好甲宝劔、茲復寄贈長大刀
壹拾柄、職蒙惠不淺、其貴国商船、見來販売、職曲加愛護、各任安居、
会曰商船言還、職陋邦貴物稀少、輒具小礼(具在/別格)、投贈国王殿下、
庶酬其義、自茲歲通商船、只要就職本国以便貿易、若清華、又安等処、
素与職相為讎敵、万望国王業已交愛於職、理宜禁止商船、勿許通往彼処、
言不爽信、王其鑒焉、

弘定五年五月十一日

(書と下し文)

安南国大都統瑞国公、日本国王殿下に報章す。嘗て聞く、「睦を脩め好
を結ぶは、国君の盛典なり」と。去歳、国王厚く好き甲・宝劔を賜い、
茲に復た長大刀壹拾柄を寄せ贈る。職 恵みを蒙ること浅からず。其れ
貴国の商船、見來に販売す。職 曲らかに愛護を加へ、各おの安居する
に任す。会ひて商船に言還して曰く、「職の陋邦は貴物稀少なり。輒ち

小礼を具え(具には別格に在り)、国王殿下に投贈す」と。庶はくは其
義に酬ひ、茲の歳より商船を通せんことを。只だ職の本国に就きてのみ
便を以て貿易せんことを要む。清華・又安等処の若きは、素より職と相
ひ讎敵たり。万望するに国王、業已に愛を職に交へたれば、理は宜しく
商船を禁止し、彼の処に通往するを許すこと勿かるべし。信に爽はざる
と言う。王、其れ焉に鑒みよ。

本書簡は慶長八年の家康書簡(日4)に対する返書であり、本書簡に
対しては慶長九年の家康書簡(日6)がある。

内容としては、阮潢と対立していた東京側の清華・又安等へ日本から
商船を送ることの禁止要請が初めて記されている。充所として「日本国
王」という呼称が初めて用いられた。様式としては、奥上に「書」の大
字を記さないものである。

12 一六〇五年五月六日 安南国大都統阮潢書簡写

国立公文書館所蔵『外蕃通書』三五二九六に拠る

(封筒表)

「鎮守將軍之印」

弘定陸年五月初陸日

(封筒裏)

「鎮守將軍之印」

安南国大都統瑞国公 啓

日本国源王殿下、

雲海雖殊地域・星象、正一天樞、比者、

貴国商船主弥七郎駕來本鎮、兼觀玉箋瑤翰・宝劔・腰刀、

其厚恩如此、無階可答、茲焉即月言還、便風附報所有小
礼（具在／別楮）投贈

貴殿、幸蒙笑納以表隣国之交、謹

〔朱印影〕
「鎮守將軍之印」

弘定六年五月初六日

〔黒印影〕
「書」（花押黒印影）

〔別幅〕
「討」

一、信物六項

銃式柄

奇藍香壺塊

白絹拾疋

密香壺瓶

香蠟壺瓶

火香壺千株

〔朱印影〕
「鎮守將軍之印」

弘定六年五月初六日

啓、

（書き下し文）

安南国大都統瑞国公 日本国源王殿下に啓す。

雲海は地域・星象を殊にすと雖も、正に天樞を一つす。比者、貴国商船
主弥七郎の本鎮に駕来し、兼ねて玉箋瑤翰・宝劍・腰刀を觀る。其れ厚
恩なること此くの如し。答ふべきに階なし。茲に焉すなはち即月に言還す。便
風に報を附し、有る所の小礼（具には別楮に在り）もて貴殿に投贈すれ
ば、笑納を蒙り、以て隣国の交はりを表さんことを幸こひねがふ。謹み啓す。

本書簡は慶長九年の家康書簡（日6）に対する返書であり、本書簡に
対しては慶長十年の家康書簡（日9）がある。奥上に「書」の大字があ
る様式で、別幅の方物目録を付している。これまでの阮潢書簡で最も短

文である。「弥七郎」は長崎の朱印船貿易家船本顕定で、書中にも見え
るように書簡や方物の伝達を担っていた。なお、同日付けで本多正純へ
も書簡（13）が送られており、そこでは、本書簡では書かれなかった日
本商人の暴悪について記されており、相手によって内容を選んでいたと
考えられる。

17 一六〇六年五月二三日 安南国大都統阮潢書簡写

国立公文書館所蔵『外蕃書翰』三三二・二九五に拠る。
（本文四行目に「資」とあったが、『外蕃通書』に拠って「賚」とした。）

〔封筒表〕

〔朱印影〕

「鎮守將軍之印」

封 弘定柒年五月拾參日

〔封筒裏〕

〔朱印影〕

丙午年来

〔朱印影〕

「鎮守將軍之印」 大都統瑞国公 「鎮守將軍之印」

安南国大都統瑞国公、敬回翰

日本国本主一位源家康王殿下曰、交隣之道以信為重、茲日本国与安南国
封域雖殊地軸・星象、正一天樞、伏荷

国王量同滄海惠及陋邦、每歲遣通商船、賚以兵器之用、職蒙恩厚矣、奈
其報答未孚於心、何復觀 玉章芳情道達、実有含弘之量也、茲職
欲堅信義、爰達雲箋、虔將土產小物、遥贈為贄、所望

国王兼愛心推、曲垂笑納、以通両国之情、以結億年之好、至矣

〔朱印影〕

「鎮守將軍之印」

弘定柒年五月拾參日

〔黒印影〕
〔書〕（花押黒印影）

〔別幅〕
〔計〕

一、敬信物肆項

帛熟絹拾疋

奇檻香壺塊

火香壺千株

蠟香壺瓶

台香五丁

（朱印影）

〔鎮守將軍之印〕

弘定七年五月十三日

（書き下し文）

安南国大都統瑞国公 敬みて日本国本主一位源家康王殿下に回翰して曰く、交隣の道は信を以て重きと為す。茲に日本国と安南国と封域は地軸・星象を殊にすと雖も、正に天樞を一つにす。伏して国王に荷はくは、滄海を同じくするを量りて陋邦に惠及せんことを。歳毎に商舶を遣通せしめ、賚ふに兵器の用を以てせば、職恩を蒙ること厚からん。奈せん其れ報答すること未だ心に孕まざるを。何ぞ復た玉章の芳情を道達することを觀るに、実まことに含弘の量有るなり。茲に職信義を堅めんと欲し、爰に雲箋を達す。虔つしみて土産の小物を將て、遥に贈りて贄と為す。所望すらくは、国王、兼愛の心推せんことを。曲げて笑納を垂れ、以て兩國の情を通じ、以て億年の好を結ばば至れり。

本書簡は慶長十年の家康書簡（日9）に対する返書であり、本書簡に對しては慶長十一年の家康書簡（日12）がある。12と同じく奥上に「書」の大字がある様式で、別幅の方物目録を付している。

阮潢と家康の間での書簡の遣り取りは、秀吉充だつたと推測される一六〇一年五月の2阮潢書簡写から数えると、一六〇一年から毎年欠かさず六度にも及ぶ。そのうち、一六〇二年の阮潢書簡は残されていないが、出されたことは間違いないだろう。しかし、その関係も、本書簡への家康返書（日12）を最後に途絶えることになる。ところで、これまで家康書簡では阮潢を「安南国統兵元帥瑞国公」（日1）、「安南国大都統瑞国公」（日2、4、6、9）と表現していたのに関わらず、日12では「安南国 刺史」と格下げしたかのような表現に変わっている。

ここまでの阮潢書簡を見ると、奥上に「書」の大字があるのは、2、12、17の三通であり、ないのは5、7の二通である。充所の表現も毎回異なっており国書に用いる様式に一貫性は乏しかったようである。ただし、写のため確認できない7を除いて、花押印はなくても年月日上に「鎮守將軍之印」の朱方印が捺されていたことは共通している。また、方物目録を付す場合は別幅となっていた（12、17）。

30 一六一四年五月八日 安南国大都統阮福源書簡写

『異国日記』上に拠る。

安南国大都統肅書達于

日本国王殿下、知炤修陸講信春秋所貴、我與貴国素知久矣、向者／式是、南邦既通前好、我茲焉兼持国政、又惠厚施珍重不勝、無由可答、／所有土産非物、奇南香壺片・白絹拾疋、并片楮壺絨、遥贈為信、以表／兩國通和之義、茲書、

（墨線抹消）

（朱印影・外郭のみ）

大朱印

弘定十五年五月初八日

書（横線）判形黒印也

（書き下し文）

安南国大都統つし肅みて書を日本国王殿下に達す。睦を脩め信を講ずるは春秋の貴ぶ所と知炤す。我と貴国と素より知ること久しきなり。向むかには是を式もつて、南邦既に前の好を通ず。我茲に国政を兼持し、又た、厚く施しを恵まるること珍重に勝たへず、答ふるべき由無し。有る所の土産菲物は奇南香壹片・白絹拾疋なり。并せて片楮壹緘を遥に贈りて信となす。以て両国通和の義を表す。茲に書す。

阮潢の第六子で前年に当主の地位を継いだ阮福源からの最初の書簡である。文中では、以前から日本と通交のあったこと、および「我茲焉兼持国政」として当主となったことを示しており、しばらく途絶えていたと推測される日本との国書の交換を復活しようとしたものである。本書への返書は知られていないが、『異国日記』によると、駿府にて家康に披露され、返書すべきことが申し付けられている。奥上に「書」の大字がある様式である。

43 一六二八年四月二五日 安南国都統官阮福源書簡写

安南国都統官敬書奉于

日本国々王殿下、

知会、某曾聞

貴国威声久矣、実所慕焉、奈何未便使通交隣两国、已承

大王好意、使年々商客往来、利及方民、某同感激、豈期、前／年某有

外姪、背天從逆、失孝失忠、共聞天下、某誨訓而致／讐、故教多而

成怨、興兵犯境、天理乖違、膽喪心寒、敗兵逃／竄、昨得

大王恩厚、戎艘客禁赴東京、此義難量、万無報一、茲某有／方物、寄附

『異国日記』下に拠る。

大王以表寸忱、恭其納受、茲書、

計

手鏡式口 琦楠壹片大好 沈香壹片好

白領花大段五疋 白緝式拾疋

永祚十年四月二十五日

書

（書き下し文）

安南国都統官敬みて書を日本国々王殿下に奉る。知会す。某曾て貴国の威声を聞くこと久しと。実に慕う所なり。奈何いかんせん未だ便すなはち交隣を兩國に通ぜしめざるを。已に大王の好意を承り、年々商客をして往来せしめば、利は方民に及び、某感激を同じくす。豈に期せんや、前年某に外姪有り、天に背き逆に従い、孝を失し忠を失し、共に天下に聞こゆるを。某誨訓すれども讐むくひを致し、故に教多すれども怨みを成し、兵を興し境を犯し、天理に乖違したれば、膽は喪うしなひ心は寒く、敗兵逃竄す。昨さきに大王の恩の厚きを得て、戎艘の客の東京に赴くことを禁さず。此義量り難し。万に一も報ゆることなし、茲に某方物有り、大王に寄附し以て寸忱を表す。恭しく其れ納受されんことを。茲に書す。

知られている範囲では、阮福源から將軍への書簡は十四年前の30に続いて二度目になる。本書簡の文面からも、十四年前以来、交わりは盛んでなかったことが知られる。前回と同じく「日本国々王」（30は「日本国王」）充である。今回は、前年から始まった鄭氏との戦争をきっかけにして、「戎艘客禁赴東京」ことに謝意を表すことが主な内容になっている。実際に、そのような事があったのか分らないが、開戦をきっかけにして対外的な交渉を再開したものと考えられる。本書簡では方物目録が本紙に書かれ、奥に「書」の大字がある。

55 一六八八年六月一三日 安南国王阮福漆書簡写

『外蕃通書』に拠る。

安南国王 恭書

日本国大国王殿下

書云、王者交隣、当以信義為重眷、惟

貴国与本国、各居絶域、非相吞之国、昔聞、貴国曾已遠交、結為通好、何其厚也、比聞、貴国絶無交質、罕見通好、何其薄也、今

本国忝以冲人欲修旧好、擬欲通好之意、庶可復定矣、且於往年已寓薄來微物、奉上

貴国、以為国交之止信、奈此封域、懸望翰羽遙短、使本国愛慕之心、未嘗一日不在也、今又聊將鄙物、用結新恩、冀以始雖疎而終必親之情也、

窃念本国經費多資惟錢為用、但未能操造之功、致使財用之不足哉、遙聞、貴国地產良銅、權知造幣、若此曷不広鑄以濟其乏乎、所望

貴国、權時用之宜、布称錢之令、立一時之圖法、鑄三品之利源、通流本国、營生質壳、於是兩國俱得兩利焉、但願

貴国、仁推通貨、意体移財、出百万之緡錢、沢九州之黎庶、此則四隣之人、咸親其義、自茲向後、兩朝通好、信義往來、邇遐如一體、胡越如一家、斯為美事矣、恭惟丙鑿、尚候乙祈、今書

計

一、信物 琦楠香沓片 絹式拾匹

魚皮式拾張 花藤式拾株 榎木式拾株

正和延年陸月拾參日

書押

(書き下し文)

安南国王 恭しく 日本国大国王殿下に書す。書に云く、「王者の交隣は、当に信義を以て重眷と為すべし」と。惟るに貴国と本国と各おの

絶域に居り、相吞の国に非ず。昔、聞く、「貴国は皆て已に遠く交はり、結びて通好を為す」と。何ぞ其れ厚きや。比、聞く、「貴国は絶えて質を交ふること無く、罕に通好を見ず」と。何ぞ其れ薄きや。今、本国、

忝くも冲人の旧好を修めんと欲するを以て、通好の意を欲さんと擬さば、復定すべきに庶からん。且つ、往年に於いて已に薄來せる微物を寓せ、

貴国に上せ奉る。以為らく、国の交はりは信に止まると。奈せん此の封域、翰羽の遙短を懸望するを。本国愛慕の心をして、未だ嘗て一日とし

て在らずんばあらざらしむるなり。今又た、聊か鄙物を將し、用て新恩を結ばん。冀うに始めは疎なりと雖も、而るに終りは必ず親の情たる

を以てするなり。窃かに念うに、本国の經費の多く資するに、惟だ錢も

て為用するも、但だ、未だ操造の功能はざるのみにして、財用をして之

足らざらしむるを致すをや。遙に聞く、「貴国の地は良銅を産し、權は造幣を知る」と。此のごとくんば曷くんぞ鑄を広めて、以て其の乏し

きを濟はざらんや。貴国に所望するに、時用の宜しきを權り、称錢の令

を布き、一時の圖法を立て、三品の利源を鑄て、本国に通流し、質壳を

營生せば、是において兩國俱に兩利を得ん。但だ、願はくは貴国、仁は通貨を推し、意は移財を体なひ、百万の緡錢を出だし、九州の黎庶を沢

ほさんことを。此れ則ち四隣の人、咸く其の義に親しまん。茲より向

後、兩朝通好し、信義往來せば、邇遐は一體のごとく、胡越は一家のご

とし。斯れ美事たるかな。恭しく惟ふに、丙鑿せよ。尚乙祈を候ふ。今書す。

本書簡は、前年に当主の座に就いた阮福漆からの初めての書簡である。

福漆は福源から三代目に当たる当主で、一六二八年の43以来、書簡の遣り取りがあったことは記録にない。文面からも長く交流のなかったことがうかがえる。銅錢の輸出を要請する内容となっている。なお、本章第二節で後述するように、福漆から長崎奉行充の同日付けの書簡二通があ

る。

本書簡も43と同じく方物目録が本紙に書かれ、奥に「書」の大字がある様式をとる。

広南阮氏の当主のうち、阮潢と家康の間では、一時期に頻繁な書簡の交換が行われたが、それ以降は、阮福源、阮福漆からの書簡が、かなり時間をおきながら三度確認されるのみである。いずれも、当主を継いで間もなく、あるいは鄭氏との開戦をきっかけとしてみるとみられ、文面からも国書の遣り取りが頻繁でなかったことがくみ取れる。阮福源以降の三通は、いずれも奥上に「書」の大字があり、方物目録を本紙に書く様式をとる。

第二節 国主から臣下充

3 一六〇五年五月五日 安南国天下統兵都元帥瑞国公阮潢書簡写

国立公文書館所蔵『外蕃書翰』三五二九五に拠る。

「別幅」以下は『外蕃通書』に拠る。

安南国天下統兵都元帥瑞国公、茲屢蒙

正成公²⁴貴意、前差白濱顯貴、発船往販、通商結好、又蒙賜／文翰、乃前任都堂往復、今我新任都統元帥、欲依前事向／国交通、不幸、至旧年四月間、顯貴船泊在順化処海門、被／風蕩船破無所依恃、順化大都堂官、不識顯貴良商、与／船衆争氣、不意都堂官事誤身、故諸將帥興兵報怨、且／日日要殺死顯貴、我在東京聞此消息、愛惜難勝、於上／年我奉命天朝復臨巨鎮、見顯貴尚在我国、我本欲発／船許回、奈天時未順、延至今日、幸見貴国商船復到、顯／貴暗曉事由、我無不悦、爰謹具菲儀、聊表微意、庶容少／納、外專書一封、煩為伝○上位、示下弔顯貴返国、以結兄／弟之邦、以交天地之義、誠如是則助以軍器、曰（生塩漆／并器械）、以／充国用、我感德無涯、異日容報至祝、茲書

（朱印影）
「鎮守將軍之印」

弘定二年五月初五日

（黒印影）

「書」（横線）²⁵（花押黒印影）

別幅

計

一、財物五項

奇南香壹片（參斤／拾両）

白熟絹參疋

白蜜拾埋

櫛木壹百枚

孔雀子五疋

弘定二年五月初五日

（書き下し文）

安南国天下統兵都元帥瑞国公 茲に屢しば正成公の貴意を蒙る。前に白濱顯貴を差はし、船を發して往販し、通商して好を結ぶ。又、文翰を賜うを蒙るは、乃ち前任都堂の往復せるなり。今、我都統元帥に新任し、前事に依り兩國の交通するを欲す。不幸にして、旧年四月の間に至り、顯貴の船の泊まりて順化処の海門に在るに、風蕩を被りて船破れ依恃する所なし。順化大都堂官 顯貴の良商なるを識らず、船衆と争氣し、意はずして都堂官事に身を誤る。故に諸將帥兵を興こして怨みに報い、且つ日日顯貴を殺死せんとす。我 東京に在りて此の消息を聞き、愛惜するに勝へ難し。上年に於いて我命を天朝より奉じて復た巨鎮に臨み、顯貴の尚ほ我が国に在ることを見る。我 本より船を發して回へることを許さんと欲すれども、奈せんや天時未順にして、延びて今日に至る。幸ひに貴国の商船の復た到ることを見て、顯貴暗に事由を曉す。我悦ばざるなし。爰に謹みて菲儀を具え、聊か微意を表す。庶はくは少納を容れんことを。外に書一封を専らとし、煩はして上位に伝へしめ、示下

して顕貴を弔れみ国に返さば、以て兄弟の邦を結び、以て天地の義を交へん。誠に是のごとくんば、則ち助くるに軍器を以てし、生塩・漆并器械と曰う、以て国用に充つれば、我徳に感ずること涯り無からん。異日、報を容れなば至祝たり。茲に書す。

本書簡は、本章第一節で述べた2阮潢書簡写と同年月日付けであり、本文中に「庶容少／納、外專書封、煩為伝○上位、」とあるように、2の書簡を秀吉へ伝達することを依頼した内容であり、2と同じく顕貴の一件のことが詳しく書かれている。

本書簡の充所を『異国来翰認』は「正成」とするが、『外蕃書翰』、『安南紀略』は「家康」としており、写によって異なっている。この点についても、「黎明」が、2が秀吉充であれば本書簡も家康充とは考えにくく、「九州諸大名や外国との取次を勤め、長崎奉行でもあった寺沢正成が宛先に相違なく、『異国来翰認』の「正成公」が正しい。」と指摘するとおりと考えられる。

11 (一六〇五年) 四月二三日 安南国大都統阮潢書簡写

東京大学史料編纂所蔵贋写本(建仁寺原蔵)『江雲隨筆』に拠る。

安南国大都統瑞国公謹致書、

日本国刺史豊富(座／下)

脩睦結好、国君盛典、仰見刺史、遥伝珍章、遠寄信物、地雖隔海、／雲情則通咫尺、職欲脩隣好、無由得違、茲因船主順風解纜、所／有小物、聊寄為信、伏乞咲納、刺史如能交愛於我、則歲歲常來／商舶以使貿易、刺利通兩國、義重千年、書不尽言、終歸于信、至／矣、必矣、

弘治六年四月二十三日

(書き下し文)

安南国大都統瑞国公謹みて日本国刺史豊富座下に致書す。睦を脩め好を結ぶは、国君の盛典なり。刺史を仰ぎ見るに、遙に珍章を伝へ、遠く信

物を寄す。地は海を隔つと雖も、雲情は則ち咫尺を通ず。職隣好を脩めんと欲すれども、達すことを得るに由無し。茲に船主の順風に解纜するに因つて、有る所の小物もて、聊か寄せて信と為せば、伏して咲納を乞ふ。刺史如し能く愛を我に交へば、則ち歳歳常に来たる商舶は、以て貿易せしめ、刺は利を兩國に通はしめん。義は千年より重く、書は言を尽くさず、終に信に歸す。至かな、必かな。

本文書の充所「日本国刺史豊富座下」について、「黎明」では、「既に家康からの書簡が届いている時期であることや肩書きが格下の刺史であることから、豊臣秀頼ではなく、豊臣姓を与えられた大名で広南阮氏との通交も確認される加藤清正宛と考えたい。」と指摘されている。筆者は、拙稿②等では、充所を「豊臣秀頼」と考えたが、たしかに時期や「刺史」とする点からも、豊臣姓を与えられ、かつ、広南阮氏との通交関係のあった大名を当てるのが妥当だと考えたい。

ところで、充所が大名であれば本文書は国書に含められない。しかし、文中に「利を兩國に通はしめん」とある点に注目すると、この場合の「国」は日本国ではなく、「日本国刺史豊富座下」の治める「国」であるとも考えられるが、先に「日本国」とあるのだから、やはりこの「国」も日本国を指していると考えべきだろう。阮潢は、相手を「刺史」と呼び、「座下」としていることから、「豊富」を日本国の一地方の統治者であることは承知していたと推測できる。ただし、阮潢の目的は貿易であつて、敵礼についての関心は低かつたのであろう。相手が日本国であれば、日本国に包摂されている一地方であれ、貿易相手として不足がなければそれでよかつたと考えられる。そこで、充所は一大名であり、朱印船貿易を経営する貿易家としては商人と変わらないとしても、阮潢側が相手を対等な貿易相手として認めているとすれば、国書の一種として考察すべきと考えた。だとすれば、国の中の国の当主であつても、「A

国主から国主充」に含めるべきかもしれないが、阮潢は相手方を日本国の一地方の領主と明確に承知した上で書簡をよこしている。ここに含めることとした。後述する加藤清正充の20、28の二通についても同様である。両通とも充所には「日本国加藤肥後守平清正貴翁座右」、「日本国加藤肥後寺清正閣下」と「日本国」が冠せられている点も同じである。また、他にも、島津義久の阮潢充書簡（日3（1）と（2）²⁶）から、阮潢と島津氏との間でも書簡の遣り取りがあったことが分かる。義久は書簡の冒頭で「日本国薩州路修理大夫藤原氏義久」と名乗っており、対外貿易に際しては、「日本国」への所属意識が明確に示されている。なお、本書は前節で述べた2と同じく、「致書」文言を持つものである。

13 一六〇五年五月六日 安南国大都統阮潢書簡写

東京大学史料編纂所所蔵謄写本『異国来翰認』（相国寺原蔵）に拠る

（封筒表）

（朱印影・外郭のみ）

「印文不明」

弘定陸年五月初陸日

（封筒裏）

（朱印影・外郭のみ）

「印文不明」安南国大都統瑞国公謹封「印文不明」

安南国大都統瑞国公報書

日本国本多上野介正純 幕下、

遙觀雲箋、如接風采、比者、弥七郎天教一見、篤実忠厚、／我結為義子、兼愛諸客、曲加勸戒、體如○鈞意、茲焉弥七／郎回国、不勝想望、爰裁片楮附風癭保、万望 幕下見／幸弥七郎、我知其惠、且勸懲国之常典理、宜稟白

国王、明年復許弥七郎整飾參艘便來本鎮、一平交易、／両全恩義、所有

小物、（白絹式疋／奇藍沓片）聊贈為信、其余他客商不得混進、倘有暴惡、正以国法、謂不能容、書不尽言、至矣、必／矣、

（朱印影・外郭のみ）

弘定六年五月初六日

（黒印影）

「書」（横線）（花押黒印影）

（書き下し文）

安南国大都統瑞国公 日本国本多上野介正純 幕下に報書す。遙に雲箋を觀て、風采に接するがごとし、比者、弥七郎、天教一見、篤実忠厚なれば、我 結びて義子と為す。諸客を兼愛し、曲げて勸戒を加ふるに、體ふこと鈞意のごとし。茲に焉ち弥七郎の国に回らんとすれば、想望するに勝へず。爰に片楮を裁ちて風に附して癭保す。万望するに幕下、見えて弥七郎を幸まば、我 其の恵みを知らん。且つ勸懲は国の常典なれば、理は宜しく国王に稟白すべし。明年、復た弥七郎に許して參艘を整飾し便ち本鎮に來たらしめ、一平に交易せば、両に恩義を全うせん。有る所の小物、白絹式疋・奇藍沓片もてを聊か贈りて信と為す。其の余他の客商は混進することを得ず。倘し暴惡有らば、正すに国法を以てす。謂は容れること能はず、書は言を尽さず。至れり、必せり。

本書簡は、家康充の12と同日付けである。充所の敬称は12が「殿下」、本書簡は「幕下」であり、12では別紙であった方物目録が本書簡では本文中に含まれるなどの違いがあるが、輿上に「書」の大字がある様式は同じくする。12と同じく「弥七郎」について述べられているが、こちらでは、明年も弥七郎を來航させること、（弥七郎の管轄下に無い）他の客商が混ざって来てはいけないこと、暴惡な行いがあれば国法を以て許容しないことなど、より具体的な内容が記されている。国王充には儀礼

的な内容を主にして、臣下充にはより具体的な内容を記すといった使い分けがなされている。

20 一六〇九年五月一七日 安南国大都統官阮潢書簡

本妙寺所蔵原本に拠る

安南国大都統官瑞公 敬書于

日本国加藤肥後守平清正貴翁座右

曰、国家大宝其一曰、信以信相交、斯仁者之所為也、曩者貴府情未相識、既有先施之義、賚／贈与僕、意已勤拳倘二番矣、奈嘗遇碍、凡信物頗雖未見、然僕已受其恩、茲方船主言還／僕心深想貴府厚意、將何以答、暫以小礼／遥寄為信、幸蒙笑納、貴府如能親愛於僕、／明年再許吾兵衛整修商船直來本国、得以／相賀如此、則利通兩國好結千年、至矣、必矣

(朱印)

「鎮守將軍之印」

弘定拾年五月拾柒日

(書き下し文)

安南国大都統官瑞公 敬みて日本国加藤肥後守平清正貴翁座右に書して曰く、国家大宝の其の一に曰く、「信は信を以て相ひ交はる、斯れ仁者の為す所なり」と。曩者、貴府の情は未だ相識らざるに既に先施の義有りて、贈与を僕に賚ふ。意已に勤拳なれば二番を倘す。奈かんぞ嘗い遇たま碍げんや。凡そ信物は頗る未だ見ずと雖も、然に僕已に其の恩を受く。茲の方の船主言還し、僕心に深く貴府の厚意を想ふ。將た何を以てか答へん。暫く小礼を以て遙に寄せて信と為せば笑納を蒙らんことを幸がふ。貴府如し能く僕を親愛せば、明年、再び吾が兵衛の整修せる商船の直に本国に来るを許せ。得るに相賀するを以てすること、此くのごとくんば、則ち利は兩國に通じ、好は千年に結ばん。至れり、

必せり。

本書簡は次の28と同じく加藤清正へ充てたもので、前述の11と同じくここにおいた。28とともに清正の菩提寺である熊本市・本妙寺に原本が伝来した。

阮潢は清正が日本の一領主であることはよく承知してはいるが、書きぶりは、敬称が「貴翁座右」であったりする点を除いては国王に充てた書簡と大差ない。円滑な交易の関係を結ぶためには、相手方の立場についてこだわりはなかったようである。奥上に「書」の大字はない。料紙の四周には金泥で唐草文が施されている。

28 一六一〇年五月二四日 安南国大都統官阮潢書簡

本妙寺所蔵原本に拠る

安南国大都統官 書達于

日本国加藤肥後寺清正閣下、知炤閣下起居万福、我不勝／欣賀之至、茲有貴国船主林右、本受給憑、往販暹羅国、奈慈／帆不登彼岸、忽到我邦、日方庭調、我素聞暹羅国王当擾乱、／不忍許船主他往、任留買壳、我待以実情、昨日我聞、貴府有貴／物賚贈与我、雖物不見來、然我已知其厚惠、茲因船主林右、順／風解纜、我有小礼、遥寄為信、貴府如能相愛於我、止許船主明／年再修商船來販我邦、以通兩國之貨財、以結千年之好義、茲書

(朱印)

「鎮守將軍之印」

弘定十一年五月二十四日

(黒印)

「書」(横線)(花押黒印)

(書き下し文)

安南国大都統官 日本国加藤肥後寺清正閣下に書達す。閣下の起居万福

を知照し、我欣賀の至に勝へず。茲に貴国船主林右有り、本より給憑を受け、暹羅国に往販す。奈せんや慈帆は彼岸に登せず、忽ち我邦に到る。日に方に庭謁す。我素より聞く、「暹羅国王は擾乱に当たれり」と。船主の他往するを許すに忍びず、留まりて買売するに任す。我待つに実情を以てす。昨日、我聞く「貴府の貴物もて贈与を我に賣ふ有り」と。物見来ならずと雖も、然に我已に其の厚惠なるを知る。茲に船主林右の順風に解纜するに因り、我小礼有り、遙に寄せて信と為す。貴府如し能く我を相愛せば、止だ船主に許して明年、再び商舶を修して我が邦に來販せしめ、以て兩國の貨財を通じ、以て千年の好義を結べ。茲に書す。

本書簡は、20の翌年、阮潢から加藤清正に充てたもので、船主林右が暹羅国へ行こうとして「暹羅国王擾乱」のために渡航できなかつたため、広南阮氏のもとへ來航したので交易を許し、また、来年も來航させて欲しいという内容である。本書簡の四周も金泥の石畳文で裝飾されているが、20とは違って奥上に「書」の大字がある様式をとっている。わずか一年の違いで、しかも同じ相手に対して送った書簡でありながらこういった違いがあることから、最終行に年月日と朱印を据える様式と、さらに奥上から「書」の大字、横線、花押印を据える様式の使い分けが明確に行われていなかったといえよう。

29 一六一一年五月六日 安南国大都統阮潢書簡

桑名宗社（春日神社）所蔵原本に拠る
安南国大都統肅書達于

日本国長崎監軍長谷川左兵衛丞藤広座右、曰信者行於華夏、／明者見於万里、縁前顯定承給示、内往安南国、販賣方物、各已完／備、勃見船主原田等、奉命往使大泥国、因被欠風、暫駐港外、再三接／

入、不敢越命、我以道達真情、暹王晏駕、海寇横行、欲就大泥、無由可湊、／且国猶国也、或一不便恐負兩天、理可留居使回本貫、爰裁雲楮、／伏冀電明、洵有非言、要當勿聽、於是乎書

(朱印)

「鎮守將軍之印」

弘定拾貳年五月初陸日

(黒印)

「書」(横線 (花押黒印))

(書き下し文)

安南国大都統肅みて日本国長崎監軍長谷川左兵衛丞藤広座右に書達す。信は華夏に行い、明は万里に見ると曰う。前に顯定の給示を承るに縁り、内は安南国に往き、方物を販賣し、各おの己に完備せり。勃かに船主原田等の命を奉り大泥国に往使せんとするに、欠風を被るに因つて、暫く港外に駐まるを見る。再三接入すれども、敢えて命を越さず。我以て真情を道達するに、「暹王晏駕し、海寇横行す。大泥に就かんと欲すれども、湊すべきに由無し。且つ国は猶ほ国なり。或は一に便ち兩天に負くを恐れず。理として留居して本貫に回らしむべし」と。爰に雲楮を裁ち、伏して電明を冀ふ。倘し非言有らば、要す當に聽す勿るべし。是に於いて書す。

本書簡は28の翌年のもので、長崎奉行長谷川藤広充である。船本顯定が無事に交易を終えたこと。船主原田がマライ半島東岸の大泥へ行こうとして風がなく港外に停泊していたこと。暹羅王が薨じて海寇が横行していることを伝えている。外交の窓口としての長崎奉行に充てて、命に反して安南へ寄航した船主原田の事情を伝えたものである。28と同じ様式をとり、四周には金泥で唐草文を施す。20、28、29と三年続けて日本へ充てた原本が現存する阮潢書簡は、いずれも四周に金泥の裝飾を施し

たものである。

34 一六二八年五月四日 安南国大都統阮福源書簡写

『異国日記』上に拠る

安南国大都統書于

日本国柱国本多上総介麾下、

自年以来、常通翰札、屢屢承

命、不勝欣悦、数年間音問濶疎、思想恩情無時忘却、不知

足下亦能常念我否、茲今

貴国人民、不同旧日、敵邦貿易、放肆生端、商民被累、我欲法之、恐

隔両国情義、切思先年、

貴国嚴令、札示船本弥七郎顯定、來邦諸人無不遵守法度、今

也小人無知、不依先令混擾各商、難以拘束、幸

念旧恩、仍令七郎持札親來、以副我望、使通両国之好、以便商民

貿易、是禱是念、原亮不恭

(朱印影・外郭のみ)

大印也三寸四方ホト也

弘定十九年五月初四日

朱印

大文字ニ書之

書(横線)(花押黒印影) 黒印判

(書き下し文)

安南国大都統 日本国柱国本多上総介(正純)麾下に書す。年自り以來、常に翰札を通はせ、屢屢命を承り、欣悦に勝ず。数年の間、音問濶疎なれば、恩情を思想すること、時無く忘却す。足下も亦能く常に我を念ふや否やを知らず。茲に今、貴国人民、旧日に同じからず。敵邦に貿易するに、放肆にして端を生じ、商民累を被る。我之を法せんと欲すれど

も、両国の情義を隔つるを恐る。切に思ふに、先年、貴国嚴令もて船本弥七郎顯定に札示すれば、來邦せる諸人の法度を遵守せざる無し。今や小人は無知なれば、先令に依らず各商に混擾するも、以て拘束し難し。旧恩を念はんことを幸がふ。仍つて七郎をして札を持ちて親しく來たらしめ、以て我が望みに副えば、両国の好を通じ、以て商民の貿易を使ならしめん。是に禱り是に念ず。原亮不恭。

35 一六二八年五月四日 安南国大都統阮福源書簡写

『異国日記』上に拠る

安南国大都統書于

日本国柱国土井大炊助麾下、

屢荷

清音、情通両国、不勝欣慰、茲者先年、敵国諸商貿易、俱得

歛悦公平、皆頼

貴国命令札、嚴恪守法度、土民商客、無不欽仰、邇今数年之間、無

知小人逞強・放肆、商旅受害、貿易變更、幾欲法処、恐隔情

義、何以為便、願將來

貴国商船訪、果誠実、准其敵邦貿易、使両国交通、万民歛悦、是素

望也、船本弥七郎顯定、自就我邦已二十余年、我視之猶子、始

終無間、上年回国近侍貴邦、來春仰任親來、仍給旧令

嚴札、以副我愛、因便并具信物、聊表誠心、茲書恭肅

(朱印影・外郭のみ)

宋印 三寸四方ホト也

弘定十九年五月初四日

大文字ニ書之

書(横線)(花押黒印影) 黒印判在之

(書き下し文)

安南国大都統、日本国柱国土井大炊助麾下に書す。屢しば清音を荷り、情は両国に通ひ、欣慰に勝ず、茲に先年、敵国の諸商貿易するに、俱に歡悦公平を得るは、皆貴国の命令札を頼り、嚴格に法度を守ればなり。土民商客欽仰せざるは無し。邇今数年の間、無知なる小人の逞強・放肆なれば、商旅は害を受け、貿易は変更せり。幾と法処せんと欲すれども、情義を隔つを恐る。何を以てか便と為さん。願はくは、来たれる貴国商船を將て訪ぬるに、果たして誠実ならば、其れ敵邦に准じて貿易せん。両国をして交通せしめ、万民をして歡悦せしむるは、是れ素より望みなり。船本弥七郎顕定、我が邦に就いて自り已に二十余年、我之を視ること子のごとく、始終間無し。上年、国に回り、貴邦に近侍す。來春、任を仰ぎて親しく來たるに、仍ち旧令の嚴札を給ひ、以て我が愛に副へ。便に因りて並びに信物を具へ、聊か誠心を表す。茲に書す。恭肅。

34と35は、阮福源から本多正純と土井利勝に対して、日本の商人がほしいままに振る舞って安南の商民が迷惑を被っているので、以前に船本顕定に制札を与えて統制させたように、改めて顕定に制札を給わりたいと要請している。両通とも名に「日本国柱国」と冠して、敬称を「麾下」とし、奥上に「書」の大字がある同じ様式である。

両通に対しては、本多、土井それぞれから返信(日18、19)があり、船本顕定に「札書」を与えて派遣することを伝えている。この時の「札書」の内容も『異国日記』⁽²⁸⁾から知られている。阮福源からは將軍充てにも書簡が送られているが、このような具体的な内容については、直接、將軍に充てるのでなく重臣に充てることを選択したものと考えられる。

56 一六八八年六月二三日 安南国王阮福添書簡写

安南国国王 肅書于
国立公文書館所蔵『外蕃書翰』三五二九五に拠る

日本国岷崎鎮守王閣下、

書云、君子結兩國之信、当先以礼眷念、

貴府国典^(奥)本国封域雖殊、乾坤則一、歴前世、貴府之國曾已交隣、結為兄弟、期以晋秦之約也、自是以後、絶無通商行貨、其和好之意、杳若無聞、本国徒切懸河之遙望耳、今

冲人忝承先志、欲結新恩、且前年已寓賚微封賤物、用敬貴府、擬欲親交之、意、奈此道途阻遠、音信隨疎、其本国欽仰高風、未能一伸顏色也、今又聊將薄物、用表佳情、冀以新親之好、念及

本国經費為助、所宝惟錢、所可嫌者歲月、未能鍛鍊焉、遥聞貴府之國、地產良銅、勢兼造幣、尤願

貴府、時中斟酌、財上加工、立九府之圓法、鑄三品之緡錢、通流本国、經商販売、兩得其利、倘公之用土產、何物後必重報、自茲向後、兩國通商、隆恩厚誼、信義往來、勿有計較、豈不偉哉、書不尽言

貴府其思之、今書、

計

一、信物

琦楠香半斤 絹稅十疋 魚皮十張

花藤十株 楠木十株

(朱印影)
「總鎮將軍之印」

正和送年陸月拾參日

(黒印影)

「書」(横線) (花押黒印影)

(書き下し文)

安南国国王 肅みて日本国岷崎鎮守王閣下に書す。書に云く、「君子兩國の信を結ぶに、当に先ず礼を以て眷念すべし」と。貴府の国と本国と封域を殊にすと雖も、乾坤は則ち一なり。前世を歴^{カガ}うるに、貴府の国

は曾て已に交隣し、結びて兄弟と為り、期するに晋秦の約を以てするなり。是れ自り以後、絶へて通商行貨すること無く、其の和好の意、杳として聞くこと無きがごとし。本国徒づらに懸河の遥望を切にするのみ。今、冲人悉く先志を承り、新恩を結ばんと欲す。且つ前年已に微封賤物を寓せ賚ひ、用て貴府を敬ひ、親交の意を欲するを擬す。此の道途阻遠にして、音信の疎に随ふを奈せん。其れ本国高風を欽仰すれども、未だ顔色を一伸すること能はざるなり。今又、聊か薄物を將り、用て佳情を表す。冀は新親の好を以て、本国の経費の助けと為るに念及せんことを。宝とする所は惟だ錢にして、嫌ふべき所は歲月なれども、未だ焉を鍛鍊する能はず。遙に聞く「貴府の国、地は良銅を産し、勢は造幣を兼ね」と。尤も願はくは、貴府、時中斟酌し、財に加工を上へ、九府の圓法を立て、三品の緡錢を鑄て、本国に通流せしめんことを。経商して販売せば、兩に其の利を得ん。倘し公の土産を用ふれば、何れの物もて後に必ず重ねて報いん。茲自り向後、兩國の通商し、恩を隆び誼を厚くし、信義往來し、計較すること有る勿れ。豈に偉ならざらんや。書は言を尽さず。貴府其れ之を思え。今に書す。

57 一六八八年六月三日 安南国王阮福漆書簡写

国立公文書館所蔵『外蕃書翰』三五二九五に拠る

安南国王 達書于

日本国帳崎宮保文官閣下、

書云、有徳則有隣、当以信義為重眷、惟

貴官之国与本国封域雖殊、人心則一在、昔曾聞、貴官之國、駕舟販売、開市相通、期以四海皆兄弟也、自此以後、絶無／経商往返、何風牛馬之不及哉、今冲人始親新政、欲復旧文、其親交之意、未嘗不私切惓々焉、頗往年已寓、聊／賚不賫之物、用敬貴官、冀以始終膠漆之義、奈此懸望未副、本国不勝慕蘭矣、今又薄來鄙物、永樹／新恩、庶復結相

通之好矣、念及

本国経費之資、惟錢為用、所可嫌者神運之術有疎焉、遥聞

貴官之國、土産美銅、權知鑄幣、敢煩

貴官、施令調度、法古掌財、布一時之圓法、充四海之利源、通流本國、交易買賣、俱□泉利、如有土／産所好、何物誠無所惜、右、願

激江西之流水、潤及南国之余波、則公之功德、可勝言哉、自茲向後、

勿為彼此之嫌、益篤相親之義、恩／誼往來、豈不為美觀乎、書不尽言、

尚具昭覽、今書、

計

一、信物

琦楠香半斤

絹拾疋

魚皮拾張

花藤拾株

楠木拾株

(朱印影)

「総鎮將軍之印」

正和延年陸月拾參日

(黒印影)

「書」(横線) (花押黒印影)

(書き下し文)

安南国王 日本国帳崎宮保文官閣下に書達す。書に云く、「徳有らば則ち隣有り、当に信義を以て重眷と為すべし」と。惟ふに貴官の国と本国は封域殊にすと雖も、人心は則ち一に在り。昔曾て聞く、「貴官の国、舟に駕して販売し、開市し相通ず」と。期するに四海皆兄弟を以てすればなり。此れ自り以後、絶えて経商の往返すること無し。何ぞ、風牛馬の及ばざらんや。今、冲人始めて新政を親らし、旧文に復さんと欲す。其れ親交の意、未だ嘗て私切惓々とせずんばあらず。頗る往年已に寓せて、聊か不賫の物を賚ひ、用て貴官を敬う。冀ふに始終膠漆の

義を以てす。此の懸望未だ副へざるを奈せん。本国慕蘭するに勝へず。今、又た、薄来せる鄙物もて、永く新恩を樹てば、復た相通の好を結ぶに庶からん。本国の経費の資は、惟だ錢もて用と為し、嫌うべき所は神運の術の疎有るなるを念及せよ。遙に聞く「貴官の国、美銅を土産し、権は鑄幣を知る」と。敢えて貴官を煩はし、施令調度し、法古掌財し、一時の圖法を布き、四海の利源に充て、本国に流通し、交易買売し、俱に泉利を□。如し土産の好む所有らば、何れの物も誠に惜しむ所無し。右、願いは江西の流水を激し、潤いは南国の余波に及ばば、則ち公の功德、勝言すべけんや。茲自り向後、彼此の嫌を為す勿れ。益ます相親の義を篤くし、恩誼往来せば、豈に美觀を為さざらんや。書は言を尽さず。尚、昭覧に具ふ。今に書す。

56と57の両通は同年月日付けであるが、充所は56が「日本国帳崎鎮守王閣下」、57は「日本国帳崎宮保官閣下」と異なり、本文も異なっている。但し、趣旨は銅錢の輸出を要請したものである。このような趣旨で同年月日付けの書簡が二通あるのは、来航した商人に託して送るため、届かないことを恐れてのことかと推測される。また、両通は本章第二節で前述した阮福漆から「日本国大王殿下」に充てた55とも同年月日付けで、銅錢輸出の要請も同じである。阮福漆の当主就任に際して、將軍と貿易の窓口である長崎奉行に念を入れて送られたものと考えられる。

本書簡も55と同じく方物目録が本紙に書かれ、奥に「書」の大字がある様式をとる。

58 一六九四年閏五月二日 安南国王阮福洞書簡写

『外蕃通書』に拠る

安南国国王達書于

日本貴国長崎鎮守王閣下、

窃聞、信以交隣、此聖經之明訓、恩推涵育、乃仁者之本心、曩者、有安南民漂到貴国、頼鎮守王德体好生、量宏惠養、纔有大明客船主李才官經到貴国、聞有安南民在此、乃領取九人送回本国、其恩窃念難勝個義將何以答、茲有土産薄物、琦瑋香上品一片、付与船主李才官、肅將敬謝、如其情者、必款納之、始終結好相親、使両国利通販売、前後愈加惠愛、則億年義重丘山、茲書、

正和拾伍年閏五月拾貳日

書押

(書き下し文)

安南国国王書を日本貴国長崎鎮守王閣下に達す。窃に聞く、「信は交隣を以てす。此、聖經の明訓にして、恩推涵育は、乃ち仁者の本心なり」と。曩者、安南民の貴国に漂到し、鎮守王の德体好生にして、量宏惠養なるを頼る有り。纔かに大明客船主李才官貴国に經到すること有り。安南民有りて此に在るを聞き、乃ち九人を領取し本国に送回す。其の恩は窃念すること勝へ難し。個の義將た何を以てか答へん。茲に土産の薄物、琦瑋香上品一片有り、船主李才官に付与し、肅みて將り敬謝す。其の情のごとくんば、必ず之を款納し、終始結好相親し、両国をして利通販売せしめよ。前後に愈いよ惠愛を加へば、則ち億年の義丘山より重からん。茲に書す。

59 一六九四年閏五月二日 安南国王阮福洞書簡写

『外蕃通書』に拠る

安南国国王達書于

日本貴国長崎鎮守王閣下、

蓋聞、天本至仁、使品彙各得其所、隣交有道、惟信義每篤諸心、此常理也、曩者、有安南民漂到貴国、頼鎮守王広包含量、德体好生、纔

有大明客船主李却官、經商至于貴国、聞有安南民在此、乃領取九人通回本国、常窃念個恩甚重、何以加焉、茲有土產微物瑠香上品一斤、付与船主李却官、奉將敬謝、以表寸誠、以酬厚意、且便往來販賣、通利兩邦、日居月諸、殊域亦同寿域、天長地久、義交豈謂財交、書不盡言、諒其少監、茲書、

正和拾伍年閏伍月貳拾貳日

書押

(書き下し文)

安南国国王書を日本貴国長崎鎮守王閣下に達す。蓋し聞く、「天は本より至仁たれば、品彙をして各おの其所を得さしむる」と。隣交に道有るは、惟うに信義の毎に諸心を篤くすればなり。此れ常理なり。曩者、安南民の貴国に漂到し、鎮守王の包含量広にして徳体好生なることを頼る有り。纔かに大明客船主李却官 經商して貴国に至ること有り。安南民有りて此に在るを聞き、乃ち九人を領取し本国に通回す。常に窃念するに個の恩の甚だ重きこと、何を以てか焉に加へん。茲に土産の微物瑠香上品一斤有り、船主李却官に付与し、將り奉りて敬謝し、以て寸誠を表し、以て厚意に酬ひん。且つ往來販賣に便ならしめ、利を兩邦に通はせば、日よ月よ、殊域も亦た寿域に同じく、天長地久にして、義を交ふるは豈に財を交ふると謂はんや。書は言を尽さず、其れ少監するを諒とせよ。茲に書す。

58と59は同年月日付けで阮福漆から長崎奉行へ送られた書簡で、漂到した安南民を撫育したことに対する礼状である。彼らは、明の船主李才官によって連れ帰られた。同様の書簡が二通ある理由は、前述と同様である。両通とも奥上に「書」の大字がある様式である。

第三節 国主から国充

14 一六〇六年四月一日 天南国端国公阮漢曉示写

『外蕃書翰』三五二九五・奥の「曉示(横線)(花押黒印影)」は『異国来翰認』に拠る

(封筒ウハ書)

「封

(後筆)

封

「原弥次右衛門尉慶長十一

丙午九月九日来ル返事ハ

本上州也、」

天南国曉示日本国

封

封

天南国欽差雄義當副都將行下順化広南等処太尉／端国公、為曉示日本国客商事、蓋聞、為国九經一曰柔／遠人、吾於上年、見日本国商人有船參艘、遠来吾国／販賣、吾以恩撫之、厚燕待之、欲存信義使彼自感吾／徳也、彼等乃自逞悪、横行国中、虜掠福建商人貨／財、劫奸傍近居民・婦女、傲物肆志、越法非常、吾使／人以義諭之、欲其改過遷善、彼乃弗遵吾命願自決戦、／吾不得已、加以兵威、非貪彼等貨利也、悪其無礼也、茲／爾等亦日本富商大賈、再就販賣、欲得方物大物、爾等／忽

(朱印影) 「總鎮將軍之印」

(朱印影) 「總鎮將軍之印」

弘定柒年肆月拾五日

(黒印影) 「曉示」(横線)(花押黒印影)

遇艱屯、吾見之、於中心有感々焉、吾当嚴戒国人、／勿為侵掠、爾等各自謹守所存財物、再整船艘、待順／風時、回爾本国、以存吾恩信、慎勿疑懼、曉辭所至、爾／等咸使聞知、須至曉示者

(書き下し文)

天南国欽差雄義營副都將行下順化広南等処太尉端国公 日本国客商に曉示する事の為にす。蓋し聞く、国為るは、九経の一に遠人を柔らぐと曰う。吾 上年に於いて日本国商人の船参艘有りて吾国に遠来して販売することを見る。吾 恩を以て之を撫し、厚く之を燕待す。信義を存ちて彼をして自ら吾が徳を感じしめんと欲すればなり。彼等乃ち自ら悪を逞しくし、国中を横行し、福建商人の貨財を虜掠し、傍近の居民・婦女を劫奸し、傲物肆志して、越法常乖す。吾人をして義を以て之を諭さしめ、其れ改過して遷善せんことを欲す。彼乃ち吾が命に遵はずして、自ら決戦を願ふ。吾やむを得ず加ふるに兵威を以てす。彼等の貨利を貪るにあらざるなり。其の無礼を悪めばなり。茲に爾等も亦日本の富商大賈なれば、再び販売に就き、方物大物を得んと欲するに、爾等 忽ち艱屯に遇ふ。吾 これを見て、中心に感々有り。吾 当に国人を嚴戒し、侵掠を為すこと勿からしむべし。爾等 各おの自ら存る所の財物を謹守し、再び船艘を整へ、順風の時を待ち、爾の本国に回り、以て吾が恩信を存ち、慎みて疑懼することなかれ。曉辞の至る所、爾等 咸く聞知せしむ。須く曉示に至るべき者なり。

本文書は弘定七年（一六〇四）四月十五日付けであり、次の16は同年五月八日付けと近い日付で立て続けに発給されたものである。本文書の封筒ウハ書に「天南国曉示日本国」とあり、「日本国」へ充てたものである。ただし、他の書簡とは違って文頭に充所はなく、「為曉示日本国客商事」とある。本文の内容を読むと、昨年、三艘で来航した日本人の悪逆をあげ、兵を用いたのは財貨を貪るためでないことを明言し、「爾等」は自らの財物を守って順風により帰国するよう説いている。実際には商人へ充てられたように考えられる内容である。日付の近い16とともに検討を加えることとする。

16 一六〇六年五月八日 天南国端国公阮漢曉示寫

国立公文書館所蔵『外蕃書翰』三五二九六に拠る

天南国欽差雄義營副都將行下順化広南等処太尉端公、為／曉示日本国客商事、蓋聞、有国者貴能柔遠能邇、吾於上年／見日本国客商艘遠来吾国販売、吾以恩撫之、厚燕待之、／欲存信義使彼自感吾徳也、胡乃彼等肆惡、横行國中、劫奪／福建商人貨財、脅姦傍近居民・婦女、任意所為、無所忌憚、吾／使人以義諭之、欲其改過遷善、彼等乃弗遵吾命願自決戦、吾／不得已、仍差壹裨將、來問彼罪、非貪其貨財也、惡其無礼也、／茲爾亦日本商人、本欲就他国販売、爾等因風勢不順、來依吾／国地方、自猷貼屏封五隻、吾見之、亦有怵惕之情、吾前已有曉／辞使爾等知吾徳意、茲爾等再來請命、吾錫以大海船壹艘、／奉命旗壹面、并寄賜日本国王方物沈香貳拾斤・白熟絹五疋、／待順風時、回爾本国、爾等宜具以事由稟白、使知吾有柔遠之徳、曉辞所至、咸使聞知、須至曉示者、

〔朱印影〕

〔總鎮將軍之印〕

弘定柒年伍月初捌日

〔黒印影〕

〔曉示〕（横線）（花押黒印影）

（書き下し文）

天南国欽差雄義營副都將行下順化広南等処太尉端公 日本国客商に曉示する事の為にす。蓋し聞く、「国を有つ者は柔遠を能くし、邇きを能くするを貴ぶ、」と。吾 上年に於いて日本国客商の艘参艘の吾国に遠来して販売することを見る。吾 恩を以て之を撫し、厚く之を燕待す。信義を存ちて彼をして自ら吾が徳を感じしめんと欲すればなり。胡ぞ乃ち彼等 惡を肆にし、国中を横行し、福建商人の貨財を劫奪し、傍近の居民・婦女を脅姦するや。任意の所為、忌憚する所なし。吾人をして義を以

て之を諭さしめ、其れ改過して遷善せんことを欲す。彼等乃ち吾が命に遵はずして、自ら決戦を願ふ。吾やむを得ず、仍ねて老裨將を差はし、彼の罪を來問せしむるは、其の貨財を貪るにあらざるなり。其の無礼を惡めばなり。茲に爾も亦日本の商人なれば、本より他国に就きて販売せんと欲すれども、爾等風勢不順に因つて、吾が国の地方に來依し、自ら貼屏封五隻を獻す。吾之を見て、亦怵惕の情有り。吾前に已に曉辭して爾等をして吾が德意を知らしむる有り。茲に爾等再び來りて命を請う。吾錫うに大海船壹艘・奉命旗壹面を以てす。并びに日本国王に方物沈香式拾斤・白熟絹五疋を寄せ賜ふ。順風の時を待ち、爾の本国に回れ。爾等宜しく具さに事由を以て稟白し、吾に柔遠の徳有ることを知らしむべし。曉辭の至る所、咸く聞知せしむ。須く曉示に至るべき者なり。

本文書は、封筒が写されていないので、いずれに充てられたものか不明ではあるが、日付の近い14と同じ「曉示」であり、関連する内容なので、おそらく「日本国」へ充てた封筒ウハ書があったものと推測される。14と同じく、文頭近くに「為曉示日本国客商事」とある。

内容は、14と同じく昨年、三艘で來航した日本商人の惡逆ぶりをあげるところから始まる。ただし、本文書からは続いて、文中にある「爾等」が他国に交易に行こうとしたが風勢不順のため、広南阮氏の領国に來航し、自ら「貼屏封五隻」を阮潢に獻じた日本商人であったことが知られる。そして「吾前に已に曉辭して爾等をして吾が德意を知らしむる有り。」とあるのが、14の「曉示」のことを指していると考えられる。さらに「茲に爾等再び來りて命を請う。」とある「命」とは、16の本文書そのものに書かれている、日本国王への方物の伝達や、「宜しく具さに事由を以て稟白し、吾に柔遠の徳有ることを知らしむべし。」といったことだと解せる。さらに、「爾等」は「大海船壹艘」と「奉命旗壹面」

まで賜っている。この旗は、阮潢が航海の安全を保証する過書のごときのものであろう。

14と16は日本国王や臣下に充てたものではなく、内容から商人に充てられたものではあるが、14の封筒ウハ書は日本国充であり、その内容は国王等に披露されることを期待して書かれたものと考えられる。よって、これらも本稿での検討対象とすることとした。両通は相国寺心華院にあつたという「異国書翰屏風」に貼られていたものであるので、幕府に届けられて西笑承兌の元に置かれていたことは間違いない。

両通は、これまで検討した書簡とはかなり異なつた体裁をとっている。まず、書出に一字台頭して「天南国欽差雄義營副都將行下順化広南等処太尉端国公（14は「端公」とする）」とあり、安南国ではなく「天南国」という国名を用いている。さらに「欽差雄義營副都將行下順化広南等処太尉」という職名も他の書簡にはみられないものである。正しい爵位である「端国公」と称しているのも、ほかでは、わざわざ「端国公」と称しているのと異なっている。また、本文中に充所が明示されていない点も特異である。

14と16の両通の間でも差異が大きく、14は本文末と年月日の間に朱方印一顆、年月日の上にも朱方印一顆を捺している。16は年月日の上にも朱方印一顆を捺している。これらの朱方印の印文は「總鎮將軍之印」であり、阮潢の他の書簡で用いられていた「鎮守將軍之印」とは異なっている。なお、「總鎮將軍之印」の印は、後に阮福漆書簡（56、57）で用いられている。

両通の曉示が発給された一六〇六年は、阮潢と徳川家康との間で、毎年、書簡が交換されていた時期である。この年にも16から五日後の日付で、阮潢から家康充の書簡（17）が送られている。17の別幅にある方物と16の本文中に記された方物は別の品物であり、わざわざ17とは別に準備されたものである。

「曉示」という文書名であるが、本文中では「曉辞」とも記されている。14と16の二通しか用例がないものである。「曉示」という文書は、宋代にも用いられていたことが知られている。⁽³⁰⁾『慶元條法事類』には、次のとおりある。⁽³¹⁾

曉示
某司某事云云。

右云云、曉云云云者。前例教事、則云「右件」。

年月 日書字

内外官司事応衆知者、用此式。用榜者准此。唯年月日下書「榜」字。友列位依牒式。

これを14、16に当てはめてみると、「某司」が冒頭にある「天南国（中略）端公（または端国公）」に、続いて「某事」が「為曉示日本国客商事」と対応しているとみなされる。「曉云云者」は本文末の「曉辞所至、爾等咸使聞知、須至曉示者」等とあるものに対応しているといえよう。また、16では、『慶元條法事類』のように日下ではなく、年月日の奥にはあるが「曉示」と大書している。このような点から、14、16は中国の官文書の様式を模倣したものと推測される。また、「曉示」について「内外官司事応衆知者、用此式。」と注記があるとおりに、国書に用いられるべき様式ではないと考えられるが、14、16の本文末には、本文の内容を周知すべき文言があり、この用途にも合致しているともいえる。

阮潢は家康との交流が続いているなか、敢えて日本商人の悪逆を直接に訴えることはせず、商人へ充てたような曖昧な様式をとって家康へ伝わるように意図したのかと推測される。

49 一六三三年六月四日 安南国王都統領徳大尊公阮福源書簡写

『異国日記』に拠る

安南国王都統領徳大尊公

申、為唐重々路遠、取何物報恩不勝恩、其内茶屋新四郎／探官、王都統領徳大尊公有小礼・絹稅肆疋寄日本国、就／茶屋新四郎探官乞任用、

王都統領徳大尊公、隨其天心／徳穀、其交義順情、乞両国交親愛慕、年々往販、無有／何心、願有書報、

一乞望恩事、

永祚拾肆年陸月初肆

（書き下し文）

安南国王都統領徳大尊公申す、唐むなしく重々と路の遠き為め、何物を取りて恩に報ゆとも恩に勝たへず。其の内茶屋新四郎探官す。王都統領徳大尊公小礼・絹稅肆疋を日本国に寄すこと有り。茶屋新四郎探官して任用を乞ふに就いて、王都統領徳大尊公其の天心徳穀に随ひ、其れ義を交へ情に順ひて、両国の交親愛慕し、年々往販することを乞ふ。何の心の有ること無し。願はくは書報有らん。一に恩の事を乞ひ望む。

本書簡は、文中に広南阮氏側へ渡航を繰り返していた「茶屋新四郎」の名が見えるので、年代からみて阮福源のものと比定できる。阮福源はこれまで書中では「安南国大都統」あるいは「安南国都統官」と名乗っていたので、本書簡の「安南国王都統領徳大尊公」という名義はこれまで見られないものである。名義に続いて「申」とあるが、それに続いて充所が無く、誰に充てたものかはっきりしない書簡である。文中に「小礼・絹稅肆疋を日本国に寄すこと有り。」とあるので、ここにおいた。両国の交親や年々の往販を願っているので、日本の支配者へ充てた書簡と考えられるが、これまでみてきた書簡と比べて、曖昧な表現が用いられている。

「黎明」では、この書簡で阮福源が「安南国王」を名乗り、さらに永

昨年号が十一年で徳隆に改元されたにもかかわらず、年紀を「永祚拾肆年陸月初肆」と表現して鄭氏領での改元を承認しないことを表明していることから、「阮福源は鄭氏の權威を否定するだけでなく、黎朝皇帝の權威にも挑戦する姿勢を示したとみて間違いないだろう。」と述べている。

附節

31 一六一五年六月七日 安南国総鎮官弘公書簡写

東京大学史料編纂所所蔵謄写本『日本外志』所収

「半舫齋日鈔」に拠る

安南国総鎮官弘公、手書寄

探日本国長谷川左兵衛官、平安壯健自福、得知、茲年見有船主小川利兵勲駕海就安南国販売、駐在大胆海門、両国交通已帰為一、今我相識真情寄書一幅、物雖少々、義重多々、親愛交通、明年来到、両国貴物往来、莫憂何事奸萌処決、為此真情千万、茲書

計

一、白絹 式疋

弘定十六年六月初七日

(朱印影カ) 押甲刻押印之不自写

(書き下し文)

安南国総鎮官弘公手書して日本国長谷川左兵衛官に寄探す。平安壯健自福なること、知るを得たり。茲の年、船主小川利兵勲の駕海して安南国に就きて販売し、大胆海門に駐在すること有るを見る。両国の交通已に帰して一たれば、今、我真情を相識り書一幅を寄す。物は少々なりと雖も、義は重く多々なり。親愛して交通し、明年来到して、両国の貴物往来せば、何事の奸萌処決を憂ふること莫からん。此が為め、真情千万。茲に書す。

「安南国総鎮官弘公」は鄭氏、広南阮氏のいずれの人物か特定できな

かったので、ひとまず保留しておく。充所の「日本国長谷川左兵衛官」は長崎奉行長谷川藤広と考えられる。阮演は四年前に長谷川藤広へ書簡を充てている(29)。しかし、跡を継いだ阮福源は、本書簡の前年に「安南国大都統」名義で「日本国王」充に書簡を発しており(30)、本書の他に「安南国総鎮官弘公」名義の書簡はみられない。「大胆海門」という地名と「船主小川利兵勲」が、「安南国総鎮官弘公」の素性を解く鍵となるはずである。内容としては、「船主小川利兵勲」が安南国で交易をしていること。大胆海門に駐在していること。交易の継続を期することが記されている。

④ 東アジア漢字文化圏のなかの安南国書

第一節 書式外交文書としての国書

前章までみてきたとおり、本稿で国書とした文書は、例外的に曉示が用いられた場合等を除いて、ほとんどが書簡といえるものであった。それらの多くは奥上に「書」の大字が据えられたものである。ただし、前述したように阮演から加藤清正充に二年続けて送られた二通の書簡(20、28)のように、20弘定十年の書簡は奥上に「書」の大字がなく、28弘定十一年の書簡にはそれがある。20には奥上に「書」の大字がないが、差出の後に続いて「敬書于」とあり書簡とすべきものである。

こういった書簡様式の外交文書を説明する場合、高橋公明氏が提起された書式外交文書と名付けられた様式が有効である。⁽³²⁾ 高橋氏は外交文書を(一)冊封関係に用いられるものと、(二)交隣関係に用いられるものに大きく分けている。そして、(二)で用いられた文書様式として、書式外交文書と咨式外交文書に分けて説明されている。高橋氏は、書式外交文書は、遅くとも漢代までに成立していた中国式書簡文Ⅱ書の様

式を基礎として成立し、東アジア地域の中でもっとも親しまれ、使用範囲も広く、諸記録に残された数も多いと評している。具体的には、日朝間・琉朝間とわずかの琉球・南海諸国間、そして日本と南海諸国との間で用いられたと述べている。さらに高橋氏は、「日本を中心にして見渡してみても、慶長・元和期を頂点とする南海諸国との外交関係、幕末まで続く日朝関係などで用いられた外交文書は、ほとんどこの様式に分類される。」と述べるように、安南からの外交文書に対する日本からの返書⁽³³⁾もまた、書式外交文書で記されている。

高橋氏は『善隣国宝記』から正統四年（一四三九）七月十二日付け朝鮮国王世宗の足利義教充の書を例あげて、その要素を次のとおり列挙している。⁽³⁴⁾

(一) 差出人の署名。(二) 文書を差し上げますという文言。(三) 受取人の宛名。(四) 本文。(五) 書止め文言。(六) 日付。(七) 再び自称。前章までに述べた安南からの国書の様式について、高橋氏のいう書式外交文書と比較を試みたい。例えば、原本の伝来している文書でいえば、鄭氏側では1日本国王充の福義侯書簡や28加藤清正充の阮漢書簡はどうであろうか。

1の特徴を述べると、奥上に大きく「書」の印があり、書出に「安南国副都堂福義侯阮肅書／日本国○国王座下」とあり、書止に「茲書」とある。年号月日は、文書の袖と奥からみてほぼ中央に記され朱印が捺される。「書」印の下にある横線印と花押印も特徴的である。また、本文は撥ねの強い特有な字体で、料紙天地がいくらか切り詰められているとはいえず、料紙の天地いっぱいを使って余白無く書かれている。料紙の縦横長がほぼ等しく正方形に近い。文書様式をごく簡略化して示すと、次のとおりである。

- (一) 安南国副都堂福義侯阮（差出人の署名）
- (二) 肅書（文書を差し上げますという文言）

- (三) 日本国○国王座下（受取人の宛名）
- (四) 窃聞（中略）以通兩國往來交信之義（本文）
- (五) 茲書（書止め文言）
- (六) 光興十四年閏三月二十一日（日付）
- (朱印)

「書」印（七）「横線印」（花押印）「再び自称」このようにみると、奥上に大字で「書」とある点だけが書式外交文書と異なっているだけで、他の諸要素は当てはまること分かる。「書」の下に横線印と花押印がある点も眼を引くが、これは「(七) 再び自称」の範疇に収まるものと考えられる。なお、花押印については、その形状の異様さから特に注目されるところだが、これについては別稿で考察してみたい。

もう一通、28をみても、次のとおり同様の様式を見て取ることができ

- (一) 安南国大都統官（差出人の署名）
- (二) 書達于（文書を差し上げますという文言）
- (三) 日本国加慈肥後寺清正閣下（受取人の宛名）
- (四) 知炤閣下起居萬福（中略）以結千年之好義（本文）
- (五) 茲書（書止め文言）
- (六) 弘定十一年五月二十四日（日付）
- (朱印)

「書」印（七）「横線印」（花押印）「再び自称」28も奥上に大きく「書」の印がある他は、1と同様に書式外交文書の諸要素を備えている。なお、年号月日の行と朱印の位置は、料紙の左右からほぼ中央にあることも1と同じである。28の本文も撥ねの強い特有な字体で、料紙の天地いっぱいを使って余白無く書かれている点も1に同じくである。ただし、28の料紙は横長であり、四周に金泥で文様帯が施

されている点は1と異なっている。

1と28を例にとると、鄭氏・広南阮氏共に同じ漢字文化圏にある東アジア諸国の常識の流れの中で、外交文書を作成していたと考えられる。ただし、本稿で取り上げたすべての国書に書式外交文書の諸要素が洩れなく備わっているわけではないが、部分的に備わっている文書が多いといえよう。

さて、奥上に大字で「書」を表す様式は、書式外交文書の諸要素を有しているが、全体的な印象は大きく異なっている。つまり、奥上に大字で「書」を表す様式は、東アジア地域で通用していた書式外交文書から、その点で外れてしまっているといえる。そして、文書様式あるいは機能を端的に示す文字が奥上に大字で示される点は、安南文書の他の様式である示や令旨などと一致している。

以上のとおり、鄭氏・広南阮氏共に、国書には東アジア地域で通常使われていた書式外交文書の範疇に含まれる様式を採用していた。ただし、奥上に「書」とある点が異なっている。次節からは、このような様式の類例を漢字文化圏の文書様式の中でみていくことにする。本節の最後に、他国の文書様式との比較のため1と28をごく簡略化して示しておく。(一) 差出人の署名から(五) 書止め文言までを本文として一まとめにすると、次のようになる。

本文

年号月日(朱印)

「書」(黒印)(横線印)(花押印)

第二節 明朝の文書との比較

明代初期の文書行政を規定した『洪武禮制』⁽³⁵⁾「行移體式」と「署押體式」は、万曆十五年(一五八七)の『万曆会典』⁽³⁶⁾「行移署押體式」にもほぼ踏襲されている。このうち、「照会式」、「平咨式」、「劄付式」、「平

關式」、「平牒式」、「牒上式」、「故牒式」、「下帖式」には、安南文書のよ
うに奥上に大字を据える様式が示されている。例えば、「平咨式」の一
例をあげると次のとおりである。

某部為某事。云云。合行移咨。請

照驗施行。須至咨者。

右 咨

某都指揮使司

洪武 年印月日

某事

咨都指揮使押

これを簡略化して示すと次のとおりとなり、安南国書の1や28等と同様の様式である。

本文

年号月日(朱印)

「咨」(押署)

次に咨文の現存例として「蔣洲咨文」⁽³⁷⁾をあげておく。これは嘉靖三十五年(一五五六)に蔣洲が「対馬島」に充てて倭寇禁庄を求めたものである。蔣洲は倭寇対策に苦慮した明が日本に遣わした人物で、当時は豊後大友氏のもとに滞在中であった。

大明副使蔣 承奉

欽差督察總制提督浙江等處軍務各衙門、為因近年以來、日本各島小

民、仮以買売為名、屢犯

中国辺境、掠刼居民、奉

旨議行浙江等處承宣布政使司、轉行本職、親詣

(中略)

中国也、□□而速行之、希即回文、須至咨者、

右 咨

日本国対馬島

(朱長方印)

嘉靖参拾伍年拾壹月 初三 日

咨 (押署)

文書の法量は縦五七・一糎×横五一・七糎であり、次ぎにあげる前田玄以充箭付よりは小さいが、やはり大きな料紙に書かれたものである。奥上には、料紙損傷のため部分的にしか残っていないが「咨」が大書され、その下に花押が据えられており、「平咨式」に則って正しく書かれていることが分かる。

明朝の書式について、もう一例「箭付式」をあげておく。

某軍都督府為其事(云/云)。合下仰照会(云/云)。

須至箭付者。

右箭付某衛指揮使司准此

洪武 年印月日

某事

箭付都指揮使押

これを簡略化して示すと次のとおりとなる。

本文

年号月日 (朱印)

「箭付」(押署)

奥上には、文書様式名である「箭付」が安南の「書」と同様に大字で表されている。その下に横線が無く、花押が印でないことが異なる点を除くと、ごく簡略化した場合は、安南文書と同様の文書様式である。次ぎに箭付の現存例として「明国箭付」³⁸⁾をあげておく。万曆二十三年(一五九五)、文祿・慶長の役のはざまの第一次和平交渉において、明は豊臣秀吉を日本国王に任じ、このときに麾下の武将たちにも官職を授けた。これは、前田玄以を都督僉事に任じたもの。

兵部為欽奉

聖諭事、照得、傾因闕白具表乞封

皇上嘉其恭順、特准封為日本国王、已足以遠慰内附之誠、永堅外藩

之願矣、但闕白既受

皇上錫封、則行長諸人即為

(中略)

王章不宥、須至箭付者、

右、箭付都督僉事豊臣玄以、准此、

(朱方印)

万曆式拾参年式月 『初四』日給

「箭付」(押署)

文書の法量は縦一一糎×横八五・三糎と大きいため、安南文書とはかなり異なった印象を受けることは否めないが、「箭付式」に則って書かれている。

以上のように、『洪武禮制』に定められた文書様式は、現存文書からみても料紙の大きさには隔たりはあるが、簡略化してみると様式的に安南文書と同様である。つまり、相違点は多々あるが、ごく簡略化すると、本文の後に年号月日があり、その上に朱印が押され、奥上に文書の名称(あるいは機能を示す文字)が大字で押印または記され、その下に花押があるという点で一致している。

また、箭付は四周に青い文様帯を刷りだしているが、前述の28も料紙の四周に文様帯をもち、同様の安南国書は他にも数通ある。このような点も、影響を受けている可能性がある。

第三節 朝鮮王朝の文書との比較

朝鮮時代の公文書制度は、朝鮮時代初期には明の『洪武禮制』の規定

に拠っており、明の制度を取り入れていた。上達文書として牒呈、平達文書として平關、下達文書として笥付と下帖があった。やがて成宗代の一四六九年に『経国大典』が完成すると、公文書制度もそれに拠ることとなり、朝鮮末まで変わることがなかった。⁽³⁹⁾

『経国大典』⁽⁴⁰⁾卷三「礼典」に定められた文書様式のうち、「平關式」と「帖式」では、次のように安南文書と同様の様式が示されている。

「平關式」によると「關」は官府相互間で授受される官用文書で、同等な官府相互間と上級官庁から下級官庁へ出す文書である。同等な官衙間の關文を「平關」という。

某衙門為某事云云合行移關請

照驗施行須至關者

右 關

某衙門

年印月

某

關某職押 某職押

これを簡略化すると次のようになる。

本文

年号月 (朱印)

某

「關」(黒印) (其職押)

次に現存する關の一例を示すことにする。本文書は、洪熙元年(一四二五・世宗七)十二月五日に典農判官裴權(二三七二～一四二七)を京畿都事に任命する時、吏曹から出した關である。⁽⁴¹⁾中国年号左側に

「差任」という文書発送事由を傍書する点など『洪武禮制』に規定された平關式にみる様式的特徴と一致する。この文書は、『経国大典』に文書式が規定される以前の時期に明国の平關式を借用した朝鮮初期關の様

式を確認できるものである。

吏曹為差任事、洪熙元年十二月初四日、知申事臣郭存中次知、

口傳施行

教旨、京畿觀察黜陟使・経歴所経歴安崇善等満本乙良、典農判官裴

權弋只、都事以進叱使内良如、教右良如教事是去有良余、合

行移關、

請

照驗施行、須至關者、

右 關

典農判官裴

(朱方印)

洪熙元年十二月初五日

差任

正郎

關 判書(署押) 参判 参議 正郎(署押) 佐郎(署押)

正郎 佐郎

「帖式」は『経国大典』に次のとおり示されている。品高衙門が七品以下の官員へ、または官府の長が属官へ出す文書として、差定(任命)、勿侵(侵犯しないようにすること)または訓令などに下した文書様式である。

某曹為某事云云合下仰照驗施行須至帖

者

右帖下某准此

年印月 日

帖判書押 参判押 参議押 正郎押

佐郎押

これを簡略化すると次のとおりである。

本文

年号月日（朱印）

「帖」（黒印）（其職押）

次に現存する帖の一例を示すことにする。これは万曆三十一年（一六〇三・宣祖三十六）に崔符を權知承文院副正字に任命するために、吏曹から発給した差帖である。⁽⁴²⁾

吏曹為差定事、萬曆三

十一年十二月初四日、同副承旨

臣具義剛次知、口

傳權知承文院副正字乙良、

崔符弋只、進叱使内良如為、口

傳施行為有置有等以、合下仰

右帖下新及第・進士崔符弋、准此

（朱方印）

萬曆三十一年十二月日

差定

正郎

帖 判書 参判 参議（署押）

佐郎（署押）

以上のように、明の影響を受けたと考えられている朝鮮時代の文書様式にも奥上に文書機能を大書するものがある。そして、文書様式を簡略化すると、安南の国書のうち奥上に大字「書」を表す文書と同様であることが確かめられた。

第四節 琉球王朝文書との比較

琉球は、朝鮮や南海諸国との交隣関係において咨を用いたことがある。高橋氏はこれを咨式外交文書としている。具体例は『歴代宝案』

に多くみられるので、一例をあげることとする。本文書は洪熙元年（一四二五・尚巴志四）に国王尚巴志から明国礼部に充て永楽帝への進香の事、冊封と先王への賜祭に対する謝恩の進貢の事を記したものである。⁽⁴³⁾

琉球国中山王 為謝

恩等事（中略）

須至咨者

（目録略）

右 咨

礼 部

洪熙元年閏柒月十七日

謝

恩等事

咨

咨は、対等の役所間で用いられた公文書で、先に「明国劄付」でみたとおりである。琉球は、書式外交文書も用いていたが、咨式外交文書も用いていた。『歴代宝案』にある写しによっても、奥上に大字で「咨」とあつたことがみてとれ、この点においては、安南の書や明の咨文・劄付、朝鮮の關・帖に通じている。ところで、高橋公明氏も指摘されているように、⁽⁴⁴⁾琉球による咨式外交文書の使用は、書式外交文書が日朝間・琉朝間等で広く用いられていた中で、周辺諸国の間では一般的ではなかったといえよう。

第五節 室町幕府文書との比較

日本の文書の内でも、対外関係には咨文を用いたことがあり、『善隣国宝記』に掲載されている。成化十一年（一四七五）八月二十八日付けで足利義政が「日本国王臣源義政」として大明皇帝に表文を進呈し、⁽⁴⁵⁾同

じ日付で「日本国」から礼部に充てて次の咨文を送っている。⁽⁴⁶⁾

別幅 別幅の両字より咨の一字に到るまで、同幅に書す。

馬肆疋 散金鞘柄太刀貳把

(中略)

石湖集 全部 老學菴筆記全部

右 咨

禮 部

日本國王印也、

成化拾壹年捌月廿八日 日本國

咨 大字書之

この咨文は別幅と同幅に記されたもので、本文の後に年号月日があり、その上に日本國王印を押し、奥上に「咨」と大字で書かれていた。

また、天順八年(一四六四)八月十三日付けで、宣徳勘合の未使用分と底簿を返納し、あわせて書籍と銅銭の下賜を求める内容の咨を「日本国」から礼部に送っている。⁽⁴⁷⁾ 文書様式は成化十一年のものと同じである。

日本でも明との外交においては、咨文が用いられる場合があったことが確認できる。そして、その場合の咨文では、やはり奥上に「咨」と大書する様式が用いられていた点で、安南の「書」に通じるものが認められる。

おわりに

安南から日本へ寄せられた国書三十通について考察してきた。それらを鄭氏と広南阮氏の発給文書に分けるとともに、差出と充所の関係で整理して、A国主から国主充、B国主から臣下充、C臣下から国主充、D

臣下から臣下充、E国主から国充の五つに分類して考察した。それらは、日本国充の「暁示」等を除くと、おおむね書簡としていいものである。

さらにそれらの多くは奥上に「書」と大字がある様式である。しかしながら、奥上に「書」の大字がある国書と、それがない国書の間で、内容に特段の異なる点はみられない。そこで国書の多くは、高橋公明氏が書式外交文書とする様式の範疇に入るものである。

また、奥上に文書の機能を大字で表すことは、「書」の大字こそみられないものの、その他の様式においては東アジアの国々にみられるものである。明、朝鮮においては国内で用いられる文書の奥上に大字を記すことが、法制によって定められ、実際に法制に則って作成された文書が用いられている。琉球、日本においても、外交文書に用いた咨文については、奥上に大字を表す様式が用いられていた。

結論として、安南の国書は、書式外交文書といえるものであり、かつ、その多くが奥上に「書」を大字で表すという様式も、東アジアで多用された文書様式の一類型といえよう。特異な形態の花押印などから、一見すると際だった様式にみえる安南の国書であるが、大枠では東アジア漢字文化圏の常識的な国書の様式の範疇に収まるものと考えられる。

なお、安南の国書には奥上の「書」の大字があるものと、ないものがある。このことは、原本であっても大字がない文書もあり、両様あるのは間違いないところである。それでは、全通に共通する可能性があることとしては、年号月日の上に朱方印を捺すということがあげられる。本稿で扱った三十通には、写も多く含まれ、朱印が写されていない国書もある。しかし、全通を見渡しても朱印が捺されていなかったという確証のもてる国書は見当たらないため、年号月日上の朱方印が全通に共通する可能性は指摘してよいだろう。

註

- (1) 拙稿①「安南日越外交文書集成」九州国立博物館紀要『東風西声』第九号、二〇一四年三月。
- (2) 九州国立博物館編『大ベトナム展 公式カタログ ベトナム物語』二〇一三年四月に初めて紹介された。
- (3) 拙稿②「安南日越外交文書の古文書学的研究」『古文書研究』八一号、二〇一六年六月。
- なお、日本から安南へ送った外交文書については、拙稿③「統安南日越外交文書集成」九州国立博物館紀要『東風西声』第一〇号、二〇一五年三月がある。
- (4) フィントロン ヒエン HUYNH TRONG HIEN『還シナ海における近世日越関係史の研究』（広島大学へ提出された学位論文。学位授与年月日二〇一四年三月二三日）において、本稿で扱う国書のうち多くを全文、あるいは部分的に書き下し文にされており、参考にさせていただいた。
- (5) 鈴木靖民・金子修一・石見清裕・浜田久美子編『訳註日本古代の外交文書』八木書店、二〇一四年二月。
- (6) 田中健夫編『訳註日本史料 善隣国宝記・新訂統善隣国宝記』集英社、一九九五年一月。
- (7) 松方冬子「総論 国書がむすぶ外交」松方冬子編『国書がむすぶ外交』東京大学出版会、二〇一九年一月。
- (8) 蓮田隆志・米谷均「近世日越通交の黎明」『東南アジア研究』五六巻二号、二〇一九年一月。
- (9) 拙稿「史料紹介 安南日越外交文書二題」（小島浩之編『東アジア古文書学の構築』二〇一八年三月、東京大学経済学部資料室）では、京都大学総合博物館所蔵「吉田文書」にある38の写を紹介した。なお、吉田は角倉の本姓である。その写は、わざわざ紙を貼り継いで料紙の大きさを再現しようとするなど、比較的、原本に忠実なものと考えられる。その写には、年月日上に捺されていた朱印の印文が「大元帥統國政清都王」と楷書で書かれている。
- 「黎明」では、吉田文書では「小さく印文を楷書で記しており、原本をそのまま再現したものとは思われない」と指摘している。確かに、楷書の印文は不自然であり、本文二行目にある官職名に拠って書き込まれた可能性も考えられる。また、「黎明」では、『異国日記』上には印文が二字×四行で横写され、後半は「使司之印」と読めるため、印文を「安南都統使司之印」と断定されている。
- 『異国日記』の方が史料の信憑性が高いと考えられるので、ここでは「黎明」の説を採ることにする。
- (10) 「黎明」では、「近藤守重は角倉宛の下文と解釈している（『外蕃通書』第13冊）」としている。これは、『外蕃通書』中の本文書の名称が「安南国清都王付角倉書」とあることを根拠としておられると推察される。しかし、これは本文中に「付贈長角藏末吉等」とあることから採ったものであり、「贈長角藏末吉等」に託してといった意味合いだと考えられ、近藤が「角倉宛の下文」と解釈していたわけではない。
- (11) 『異国日記』寛永元年十二月二十日条（上一〇二）、および（上一一〇）。『異国日記』は、異国日記刊行会編『影印本異国日記—金地院崇伝外交文書集成』（一九八九年、東京美術）による。（ ）内には上下巻の別と図版番号を記した。
- (12) 註3 拙稿③には日本から安南へ送った書簡を集成しており、その文書番号を「日（番号）」で示す。なお、日26家光と日27奉行衆の返書案は、『異国日記』（下九四〜九五）では38に続けて記されているにもかかわらず、拙稿③では、不覚にも広南阮氏充の文書としてしまった。「黎明」では、このことを正しく指摘されている。
- (13) この事件については、林屋辰三郎「角倉素庵」（一九七八年、朝日新聞社）に概略がまとめられている。
- (14) 文理侯については、蓮田隆志「17世紀ベトナム鄭氏政権と宦官」（『待兼山論叢』三九 史学篇、二〇〇五年）、および同「文理侯陳公補考」（『東アジア』二三、二〇一四年）に詳しい。
- (15) 『異国日記』（上一三三、下一〇四）。21平安王鄭松令旨写と22文理侯書簡写にあたる。アラビア数字の番号は註1 拙稿①の番号。以下同。
- (16) 24文理侯書簡（九州国立博物館所蔵）と26広富侯郡主憑（高橋琢也氏旧蔵）。26は現在のところは、東京大学史料編纂所所蔵の原本写真に拠って知ることができるとする。
- (17) 『異国日記』（上一三三）
- (18) 日15、日20、日21、日25（一）、日25（二）。
- (19) 一行目の「秀吉」（『異国来翰認』は「家康」とする）と印文は国立公文書館所蔵『外国書翰』に拠る。
- (20) 拙稿④「まほろしの『異国書翰屏風』について」『MUSEUM』No.六七二、二〇一七年二月。
- (21) この事件についての先行研究として、金永鍵「安南の史料に現れたる顕貴の名に就いて」（『印度支那と日本との関係』富山房、一九四三年）がある。
- (22) 中村裕一「致書」『文書』『隋唐王言の研究』第三章第二節、汲古書院、二〇〇三年。
- (23) 中西朝美「五代北宋における国書の形式について—致書—文書の使用状況を中心に—」『九州大学東洋史論集』三三三、二〇〇五年五月。

- (24) 『外蕃書翰』は「家康公」とするが、『異国来翰認』は「正成公」とする。本文中で述べるように「正成公」が正しいものと考えられるので、そのように表記した。
- (25) 『外蕃書翰』二五二九五には横線がないが、『異国来翰認』には横線あり。
- (26) 日3(1)は『大日本古文書』家わけ「島津家文書之三」一四七四、日(2)は『島津国史』巻之二十三による。二通は同年月日付けである。3(2)は本文に省略を加えているようであり、元は同文であったと推測される。
- (27) 本書簡と29の長谷川藤広充の書簡にみえる、「暹羅国擾乱」については、拙稿⑤「安南日越外交文書にみる17世紀前半の日タイ交流」(平成二四〜二六年度科学研究所助成事業 基盤研究(B) 研究(研究代表者 原田あゆみ) 成果報告書 課題番号 2441030)「タイにおける異文化の受容と変容」13世紀から18世紀の対外交物品を中心として」(二〇一六年)で考察したことがある。
- (28) 上三三―三四。
- (29) 「黎明」でも阮潢が「瑞国公」を名乗っていることについて考察を加えられている。また、「瑞国公が阮潢であることは鉄案である。」と結論している。
- (30) 平田茂樹『宋代政治構造研究』第三章 文書を通して見た宋代政治」汲古書院、二〇一二年。
- (31) 主編楊一凡・田濤、點校戴建國『中國珍稀法律典籍續編』第一冊(黒龍江人民出版社、二〇〇〇年)による。
- (32) 高橋公明「外交文書、「書」・「咨」について」『年報中世史研究』七、一九八二年。
- (33) 註3 拙稿③参照。
- (34) 註6 田中健夫編『訳註日本史料 善隣国宝記・新訂統善隣国宝記』巻中②文書。
- (35) 『皇明制書』巻七所収(古典研究会発行、一九六六年)による。
- (36) 『大明会典』巻七十六(東南書報社印行、第三冊)による。
- (37) 東京大学史料編纂所蔵。東京大学史料編纂所 第三六会資料展覧会『東アジアと日本、世界と日本』東京大学史料編纂所、二〇一三年に解説と画像掲載。蔣洲咨文については、田中健夫「明人蔣洲の日本宣輪」(『中世対外関係史の研究』東京大学出版会、一九七五年)、須田牧子『蔣洲咨文』について(『東京大学史料編纂所研究紀要』二三、二〇一三年)がある。
- (38) 東京大学史料編纂所蔵。註37『東アジアと日本、世界と日本』に解説と画像掲載。
- (39) 朴竣鎬「韓国の古文書形式と礼制体式」『古文書研究』六七号、日本古文書学会、二〇〇九年。
- (40) 学東叢書第六『経国大典』(学習院東洋文化研究所刊、一九七一年)による。
- (41) 蔵書閣編纂『韓國古文書精選』五 牒呈・關・帖(韓國学中央研究院出版部、二〇一四年)による。
- (42) 註41に同じ。
- (43) 巻十六(二一―一六―一〇)。『歴代宝案 校訂本』第一冊(沖縄県教委委員会編、一九九一年)による。
- (44) 註32に同じ。
- (45) 註6 田中健夫編『訳註日本史料 善隣国宝記・新訂統善隣国宝記』巻中③⑨文書。
- (46) 註6 田中健夫編『訳註日本史料 善隣国宝記・新訂統善隣国宝記』巻中④⑩文書。
- (47) 註6 田中健夫編『訳註日本史料 善隣国宝記・新訂統善隣国宝記』巻下⑧文書。

付記

本稿第四章は、二〇一七年一〇月一五日に沖縄県立芸術大学にて開催された日本古文学学会大会での報告「アジア世界における安南文書の様式について」に加筆したものである。

(文化庁文化財第一課主任文化財調査官、国立歴史民俗博物館共同研究研究協力者)

(二〇二〇年一月二七日受付、二〇二〇年一〇月一六日審査終了)

Annamese Japan–Vietnam Diplomacy Documents in the East Asian Document Style: Focusing Document Style

FUJITA Reio

In the period between the end of the 16th and 17th century, which is covered in this report, Vietnam was known as Dai Viet, and the Emperor of the Le dynasty resided in Hanoi. However, the Emperor did not have any real power, and the actual power was held by the Trinh lords in northern Vietnam and the Nguyen lords in central and southern Vietnam, while Le served as Emperor in name only. Both families referred externally to their country as Annam, and the Japanese exchanged documents and conducted trade with both.

In these documents, there are numerous *Kao* (花押) stamps with unusual shapes. Even among the countries that used Chinese characters, these shapes draw particular attention. In a manuscript previously published by the author, each document sent from Annam was classified, and the style was stated. In this paper, the author would like to clarify the background of establishing this document style. To that end, from among the diplomacy documents, the analytical target of this paper will be the 30 diplomatic messages sent by the head of state that were used in exchanges between the countries. Through their analysis, an attempt will be made to position the Annam documents within the documentary system of the countries using Chinese characters in and around East Asia.

The 30 diplomatic messages sent by the head of the state can be divided into those that were sent by Trinh and those that were sent by Nguyen. Furthermore, by organizing the relationship between the sender and the receiver, they are divided into five categories, namely, a) from King to King, b) from King to vassal, c) from vassal to King, d) from vassal to vassal, and E) from King to country. A detailed commentary and study of these documents will be included.

In conclusion, the Annam documents were diplomacy documents that were circulated in east Asia in the prescribed form, and many of them were in the documentary style that was frequently used in East Asia, wherein “*Sho*” (書) is written in large lettering at the top of the rear side. Based on the *Kao* stamps with unusual shapes, these Annam diplomatic messages may at first appear to have an unusual style. However, they likely fit into the general framework of typical diplomatic message formats employed in the countries using Chinese characters in East Asia.

Key words: Annam, Diplomatic messages, East Asia, International comparrison, Document style
